



第2期北中城村 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
北中城村

目 次

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ（他計画との関係）	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の包含について	2
3. 国から示されている指針等	3
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について	3
(2) 新・放課後子ども総合プラン	5
(3) 女性の就労率について	6
(4) 幼児期の教育・保育の無償化について	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制等	8

第 2 章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1) 北中城村の人口推計結果	9
(2) 小学校区別の推計結果	15
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	21
(2) 幼稚園	22
(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	25
(4) 教育・保育施設の利用比較（5歳児）	30
(5) 地域子ども・子育て支援の状況	30
(6) 認可外保育施設	33
(7) その他	34
3. 教育・保育ニーズと整備の状況（現状）	36
(1) 北中城村における保育対策の動向	36
4. ニーズ調査結果より傾向まとめ	39
(1) 調査の概要	39
(2) 就学前・小学生共通	40
(2)-1 子育て家庭の状況	40
(2)-2 母親の就労について	42

(3)就学前児童の調査結果より	43
(3)-1 教育・保育サービスの利用について	43
(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	45
(3)-3 地域子育て支援センターについて	45
(3)-4 病児・病後児保育について	45
(3)-5 一時預かりについて	46
(3)-6 育児休業等について	46
(4)小学校低学年児童の調査結果より	47
(4)-1 就学援助について	47
(4)-2 放課後の過ごし方について	47
(4)-3 児童クラブの利用について	48
(4)-3 児童館の利用について	49
(5)自由回答のまとめ	50

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備	53
(1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	53
(2)子どもの居場所づくり	54
点検2. 教育・保育等の質の確保と向上	56
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	56
(2)人材の確保の推進	57
点検3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	59
(1)子育て支援ネットワークの構築	59
(2)集い、交流による子育て支援の充実	59
(3)相談、情報提供の充実	60
(4)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	61
点検4. 要保護児童への支援充実	66
(1)児童虐待防止対策の充実	66
(2)ひとり親家庭の支援の充実	66
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	67

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	73
2. 計画の基本目標	73
3. 支援対策の体系	74

4. 幼児期の教育・保育提供区域について	77
(1)教育・保育提供区域とは...	77
(2)村の教育・保育提供区域	77

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	79
(1)北中城村全体	79
2. 地域子ども・子育て支援事業	81
(1)時間外保育事業	81
(2)放課後児童健全育成事業	81
(3)子育て短期支援事業（ショートステイ）	81
(4)子育て支援拠点事業	82
(5)一時預かり（幼稚園型）	82
(6)一時預かり（幼稚園型以外）	82
(7)病児・病後児保育	83
(8)ファミリーサポートセンター（就学児）	83
(9)利用者支援事業	83
(10)乳児家庭全戸訪問事業	84
(11)養育支援訪問事業	84
(12)妊婦健診	84
(13)実費徴収に伴う補足給付事業	85
(14)多様な主体の参入促進事業	85
(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	85

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備	87
(1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	87
(2)子どもの居場所づくり	87
基本目標2. 教育・保育等の質の確保と向上	89
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	89
(2)人材の確保の推進	90
基本目標3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	91
(1)子育て支援ネットワークの構築	91
(2)集い、交流による子育て支援の充実	91
(3)相談、情報提供の充実	92

(4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	93
----------------------------	----

基本目標 4. 要保護児童への支援充実	96
----------------------------	-----------

(1) 児童虐待防止対策の充実	96
-----------------	----

(2) ひとり親家庭の支援の充実	96
------------------	----

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	97
---------------------------	----

(4) 子どもの貧困対策の充実	99
-----------------	----

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知	101
----------	-----

2. 計画の推進体制	101
------------	-----

3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	101
-------------------------	-----

4. PDCAサイクルによる推進状況チェック	102
------------------------	-----

資料編

資料1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱	103
-----------------------	-----

資料2 北中城村子ども・子育て会議委員名簿	104
-----------------------	-----

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「子どもの最善の利益」を追求するために、様々な施策を講じることが理念としています。特に、保育所の待機児童問題では、女性の社会進出による共働き家庭の急増が要因となっていますが、産休明け、育休明けでの0歳児や1歳児の受け入れ皿不足が深刻であり、子どもを預けたいときに預けられないという状況が解消されず、仕事や生活に支障を来す家庭も多く、制度施行から5年経った現在においても、待機児童の解消には至っていない状況にあります。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが依然として容易ではない状況となっています。

北中城村においては、他市町村と比べて祖父母が身近に暮らしていたり、地域のつながりもまだ残る状況にありますが、共働き家庭や核家族世帯は増加しており、待機児童の解消もいまだに課題となっています。

「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けており、令和元年度は第1期計画を見直し、令和2年度を初年度とする第2期計画を策定する年となっています。村の子どもと子育て家庭の状況を踏まえながら、また令和元年10月に開始した教育・保育の無償化によるニーズの変化等も考慮し、さらに第1期計画の実施状況の点検や国の示す各種方針に基づきながら様々な取り組みを掲げ、北中城村が子どもの健やかな育ちと安心・安全な子育てができる環境となることを目指し、本計画を策定しています。

2. 計画の位置づけ（他計画との関係）

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本村の最上位計画である「第四次北中城村総合計画」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する村の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

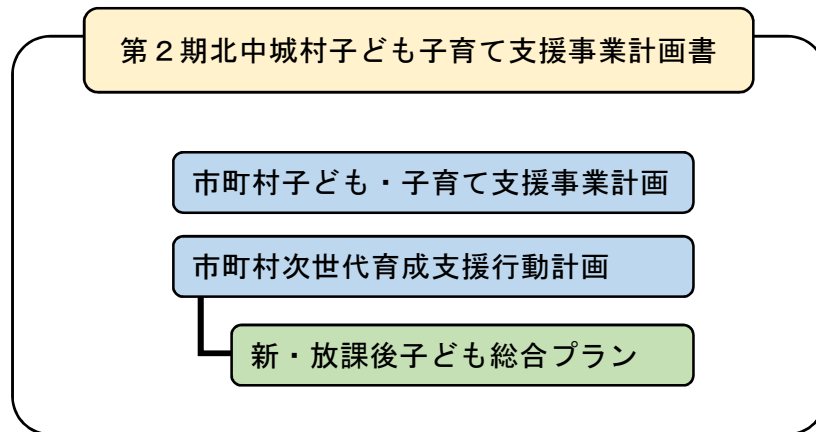
(2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の 3 つの計画を包含する必要があります。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画
2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）
3. 新・放課後子ども総合プラン

上記「2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」は、前項で示すように、北中城村子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しています。

上記「3. 新・放課後子ども総合プラン」は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。」とされており、本村の場合は、北中城村子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しています。このため、上記 3 つの計画等は、次のような位置づけとなります。



3. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3(二)関係）
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係）
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生子防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議

会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

- ②社会的養育の充実について、平成 28 年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四 5（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一 6 関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（一）、（二）(1) 関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）(1) 関係）
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三 2（三）関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四 5（四）関係)に追加すること。
また、障がい児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5（四）関係）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3 関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二 4 関係）
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四 3 関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランを策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020 年度(令和 2 年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率 80%に対応できるよう、2020 年度末(令和 2 年度末)までに 32 万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

【保育の受け皿拡大の状況】

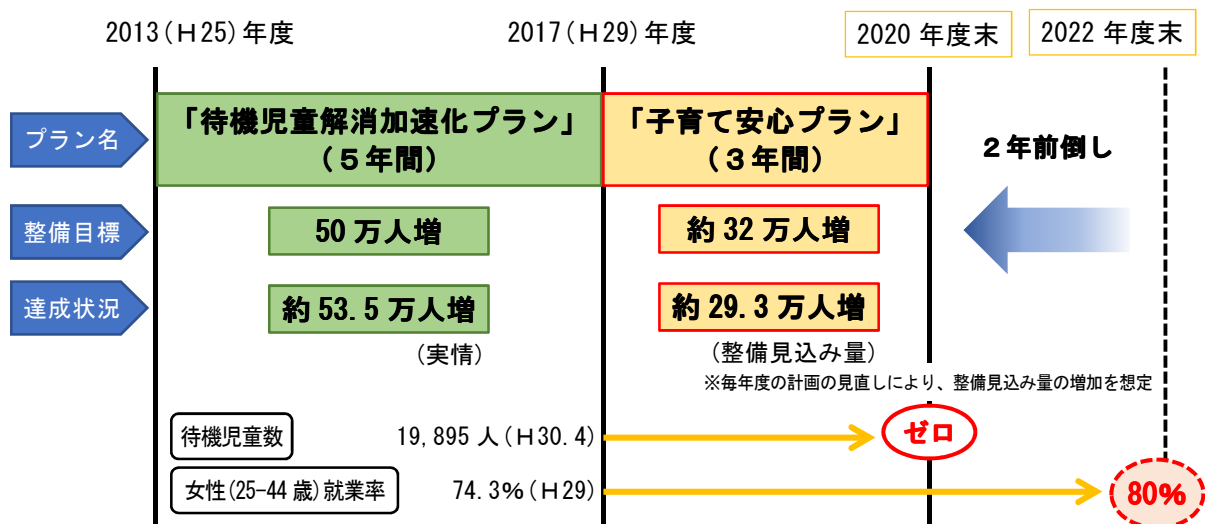
○待機児童解消加速化プラン(2013 年度から 2017 年度末までの 5 年間)による保育の受け皿拡大量は約 53.5 万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標 50 万人分を達成。

○子育て安心プラン(2018 年度から 2020 年度末までの 3 年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約 32 万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018 年度当初の予定としては、3 年間の整備見込み量は約 29.3 万人分(※)。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○2018 年 4 月時点の待機児童数は、19,895 人となり、10 年ぶりに 2 万人を下回る結果。



(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無料となりました。この点も考慮した量の見込み等計画策定に反映しています。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。
※就学前の障がい児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件

以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

・本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取り組みの吟味を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「北中城村子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

第2章 北中城村の現状と課題

第2章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 北中城村の人口推計結果

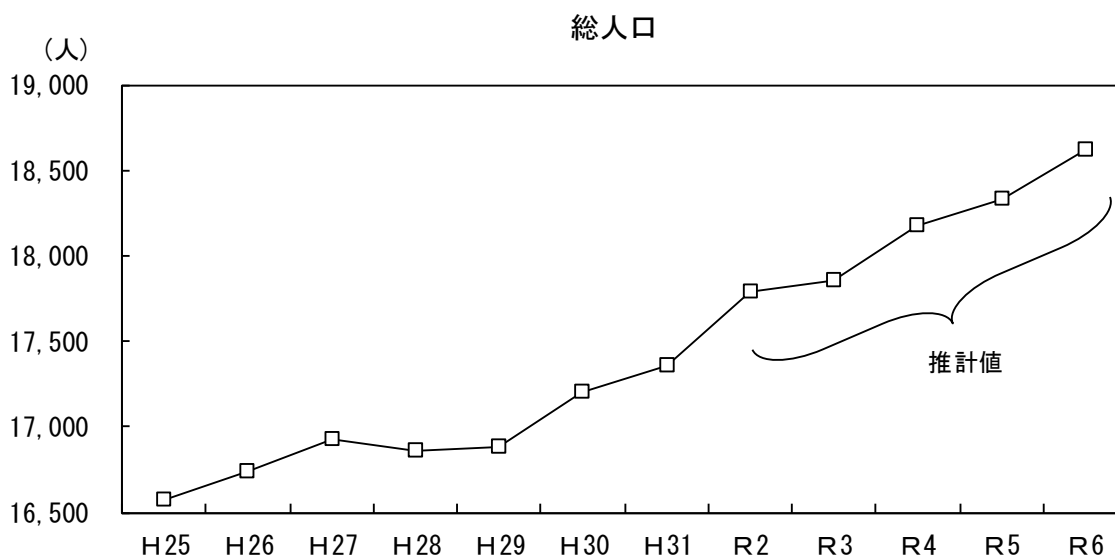
① 総人口

平成31年の総人口は17,360人。平成28年で65人減少したものの、今後も増加を続けていくと予測されます。

第2期計画初年度の令和2年には平成31年より429人増加すると見込まれています。また、令和4年(中間年)は816人増加、第2期計画最終年の令和6年は1,258人増と予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	16,576	16,741	16,922	16,857	16,882	17,202	17,360
前年からの増加人数	—	165	181	△ 65	25	320	158

						H31 実績からの増加分		
推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31→R2	H31→R4	H31→R6
総人口推計値	17,789	17,856	18,176	18,330	18,618	429	816	1,258



② 0～5歳児（就学前児童）

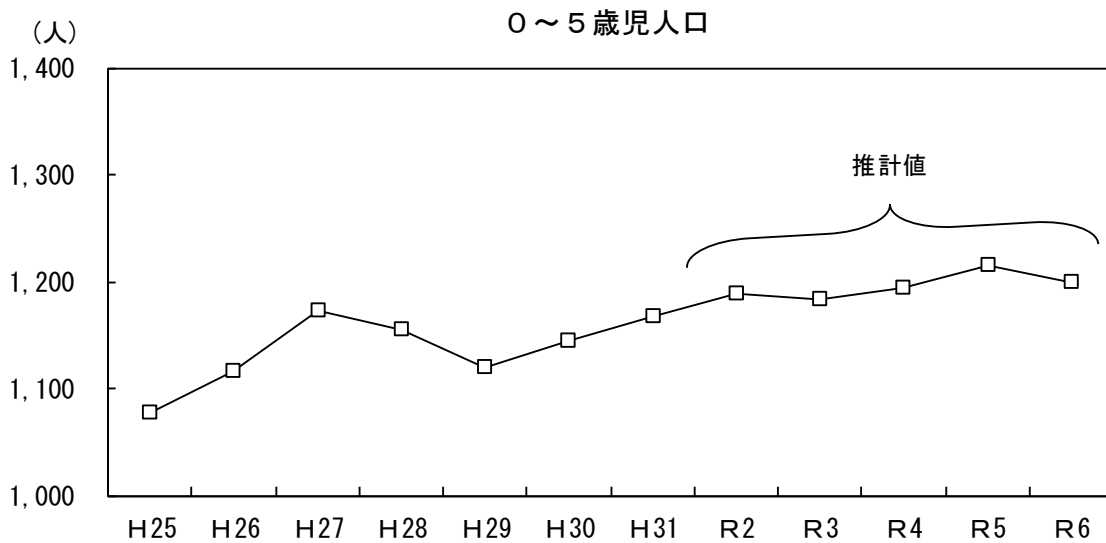
0～5歳児は、平成27年から減少しますが、平成29年からは再び増加し、その後、横ばい傾向になると予測されます。

平成31年の1,167人が、第2期計画初年度の令和2年には1,188人と平成31年より21人増加し、第2期計画最終年の令和6年には1,200人と平成31年より33人増加します。

北中城村の合計特殊出生率は、近年、1.6程度ですが、子を産む女性の世代、村の場合は30歳～34歳の年齢層の女性人口が減少傾向にあるため、出生数が増加せず、これにより将来の0～5歳児数も伸びが緩やかになると予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	1,077	1,116	1,172	1,155	1,120	1,144	1,167
前年からの増加人数	—	39	56	△ 17	△ 35	24	23

						H31実績からの増加分		
推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31→R2	H31→R4	H31→R6
0～5歳児推計値	1,188	1,183	1,194	1,215	1,200	21	27	33

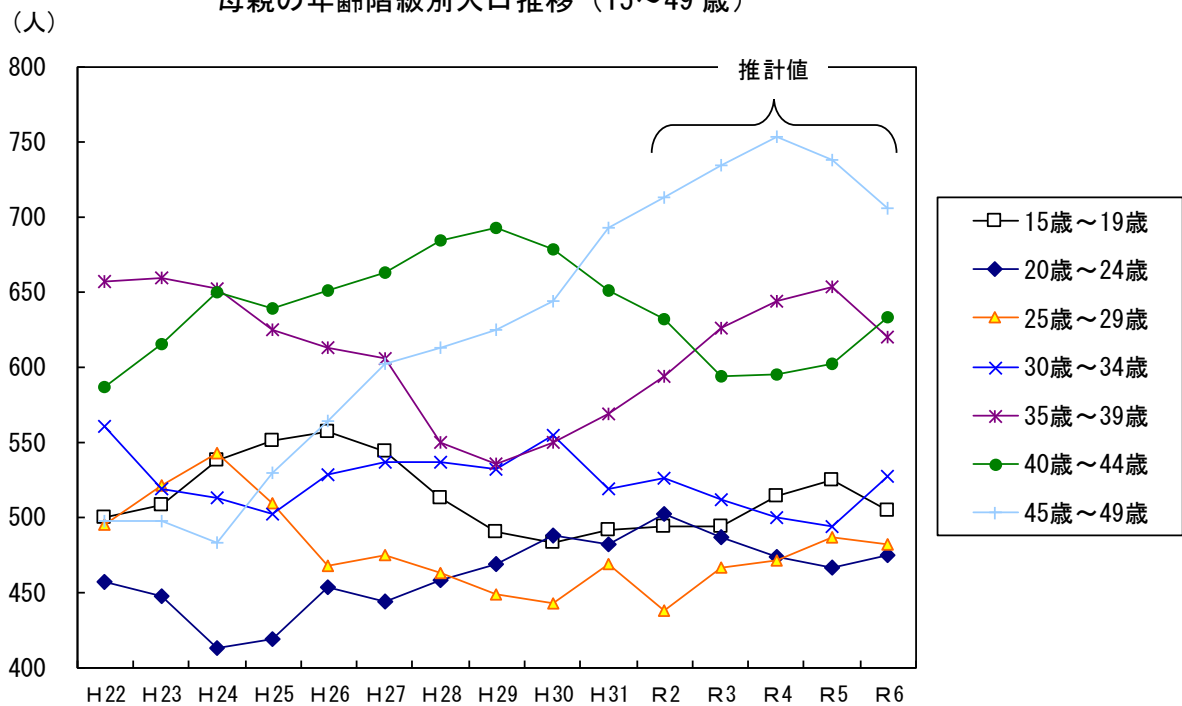


(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	—	—	—	499	508	537	551	556	543
20歳～24歳	—	—	—	456	447	412	418	453	443
25歳～29歳	—	—	—	495	521	542	509	467	475
30歳～34歳	—	—	—	560	519	513	502	528	536
35歳～39歳	—	—	—	657	659	652	625	612	605
40歳～44歳	—	—	—	586	615	650	639	651	663
45歳～49歳	—	—	—	497	497	483	529	564	602
総計	—	—	—	3,750	3,766	3,789	3,773	3,831	3,867

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	512	490	483	491	493	493	514	524	504
20歳～24歳	458	468	488	482	502	486	473	466	474
25歳～29歳	463	448	442	468	438	466	471	486	481
30歳～34歳	536	532	554	518	526	511	499	494	527
35歳～39歳	549	535	550	568	593	626	644	653	620
40歳～44歳	684	692	678	651	632	594	595	602	633
45歳～49歳	613	625	643	692	713	734	753	737	706
総計	3,815	3,790	3,838	3,870	3,897	3,910	3,949	3,962	3,945

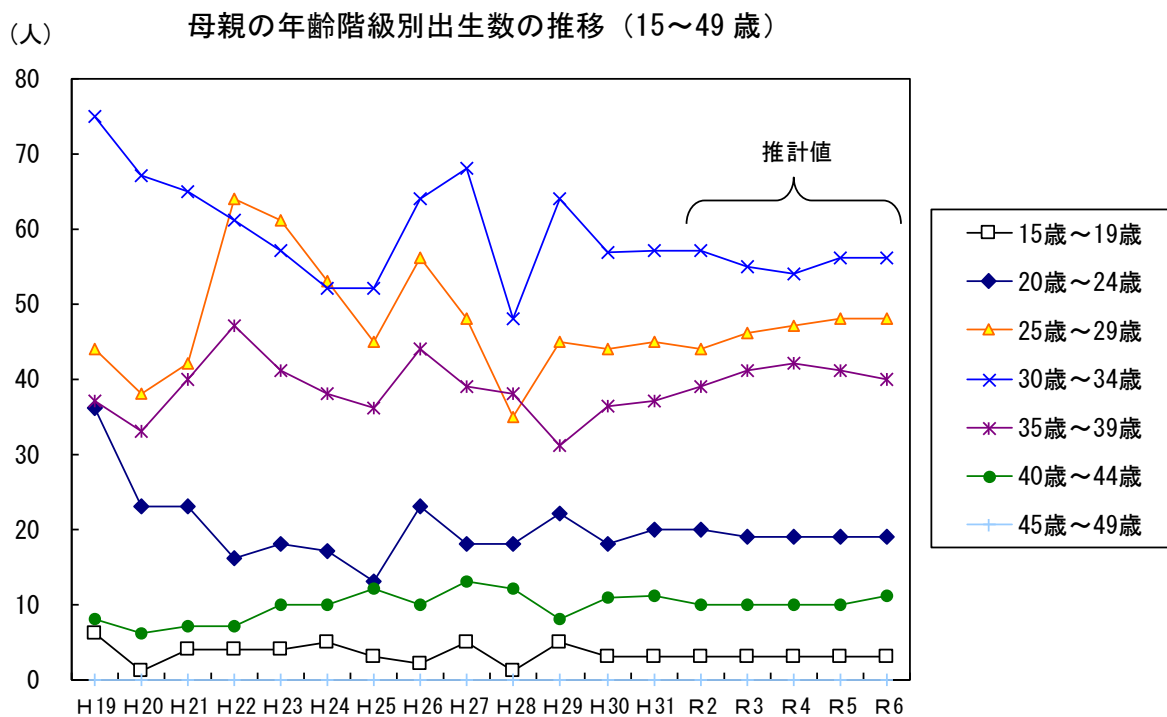
母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)



(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	6	1	4	4	4	5	3	2	5
20歳～24歳	36	23	23	16	18	17	13	23	18
25歳～29歳	44	38	42	64	61	53	45	56	48
30歳～34歳	75	67	65	61	57	52	52	64	68
35歳～39歳	37	33	40	47	41	38	36	44	39
40歳～44歳	8	6	7	7	10	10	12	10	13
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	206	168	181	199	191	175	161	199	191

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	1	5	3	3	3	3	3	3	3
20歳～24歳	18	22	18	20	20	19	19	19	19
25歳～29歳	35	45	44	45	44	46	47	48	48
30歳～34歳	48	64	57	57	57	55	54	56	56
35歳～39歳	38	31	36	37	39	41	42	41	40
40歳～44歳	12	8	11	11	10	10	10	10	11
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	152	175	169	173	173	174	175	177	177



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	—	—	—	0.00802	0.00787	0.00931	0.00544	0.00360	0.00921
20歳～24歳	—	—	—	0.03509	0.04027	0.04126	0.03110	0.05077	0.04063
25歳～29歳	—	—	—	0.12929	0.11708	0.09779	0.08841	0.11991	0.10105
30歳～34歳	—	—	—	0.10893	0.10983	0.10136	0.10359	0.12121	0.12687
35歳～39歳	—	—	—	0.07154	0.06222	0.05828	0.05760	0.07190	0.06446
40歳～44歳	—	—	—	0.01195	0.01626	0.01538	0.01878	0.01536	0.01961
45歳～49歳	—	—	—	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	—	—	—	1.83	1.77	1.62	1.53	1.92	1.81

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	0.00195	0.01020	0.00630	0.00611	0.00609	0.00609	0.00584	0.00573	0.00595
20歳～24歳	0.03930	0.04701	0.03703	0.04149	0.03984	0.03909	0.04017	0.04077	0.04008
25歳～29歳	0.07559	0.10045	0.09938	0.09615	0.10046	0.09871	0.09979	0.09877	0.09979
30歳～34歳	0.08955	0.12030	0.10263	0.11004	0.10837	0.10763	0.10822	0.11336	0.10626
35歳～39歳	0.06922	0.05794	0.06613	0.06514	0.06577	0.06550	0.06522	0.06279	0.06452
40歳～44歳	0.01754	0.01156	0.01583	0.01690	0.01582	0.01684	0.01681	0.01661	0.01738
45歳～49歳	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.47	1.74	1.64	1.68	1.69	1.67	1.69	1.70	1.67

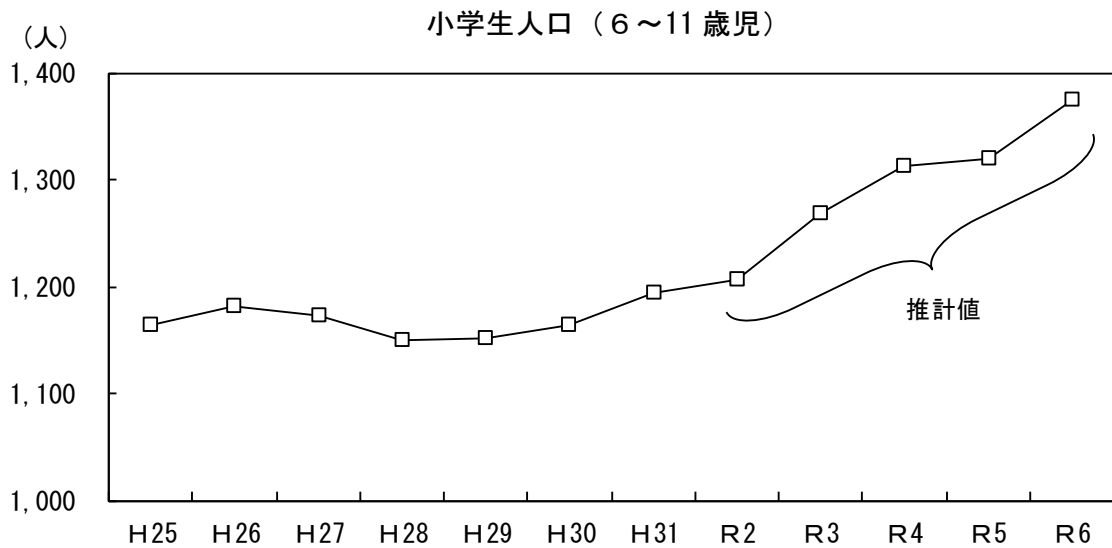
③ 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児は、実績も推計も増加傾向で推移しています。

第 2 期計画初年度の令和 2 年には 1,207 人と平成 31 年より 13 人増加、第 2 期計画最終年の令和 6 年には 1,375 人と、平成 31 年より 181 人増加することが見込まれます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	1,164	1,182	1,173	1,149	1,152	1,163	1,194
前年からの増加人数	—	18	△ 9	△ 24	3	11	31

						H31 実績からの増加分		
推計値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	H31→R2	H31→R4	H31→R6
6～11 歳児推計値	1,207	1,269	1,312	1,319	1,375	13	118	181

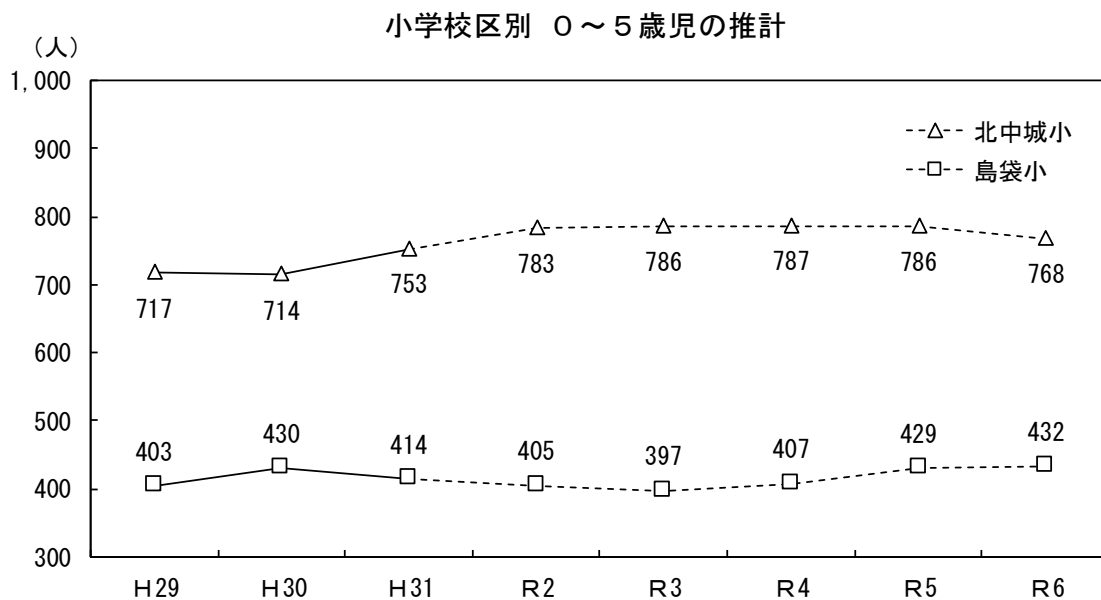


(2) 小学校区別の推計結果

① 0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を小学校区別に見ると、北中城小学校区は令和4年までほぼ横ばい傾向にあり、その後、緩やかに減少に転じることが予測されます。島袋小学校区では令和3年から増加傾向にあります。

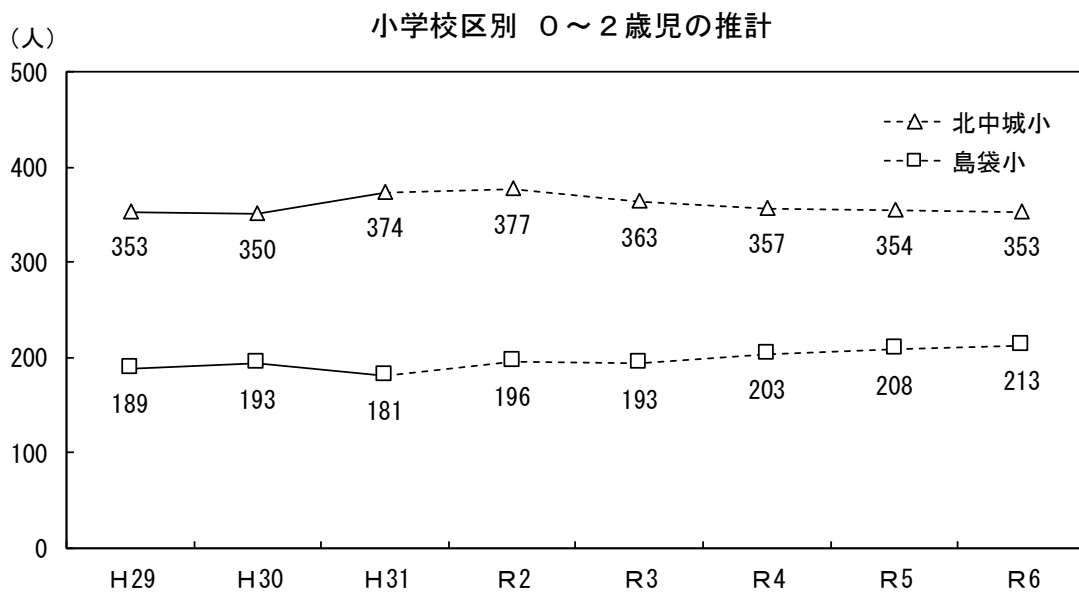
0～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,120	1,144	1,167	1,188	1,183	1,194	1,215	1,200
北中城小	717	714	753	783	786	787	786	768
島袋小	403	430	414	405	397	407	429	432



② 0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を小学校区別に見ると、北中城小学校区は現在の増加が令和3年まで続き、その後、緩やかに減少傾向で推移していきます。島袋小学校区では、緩やかに増加すると予測されます。

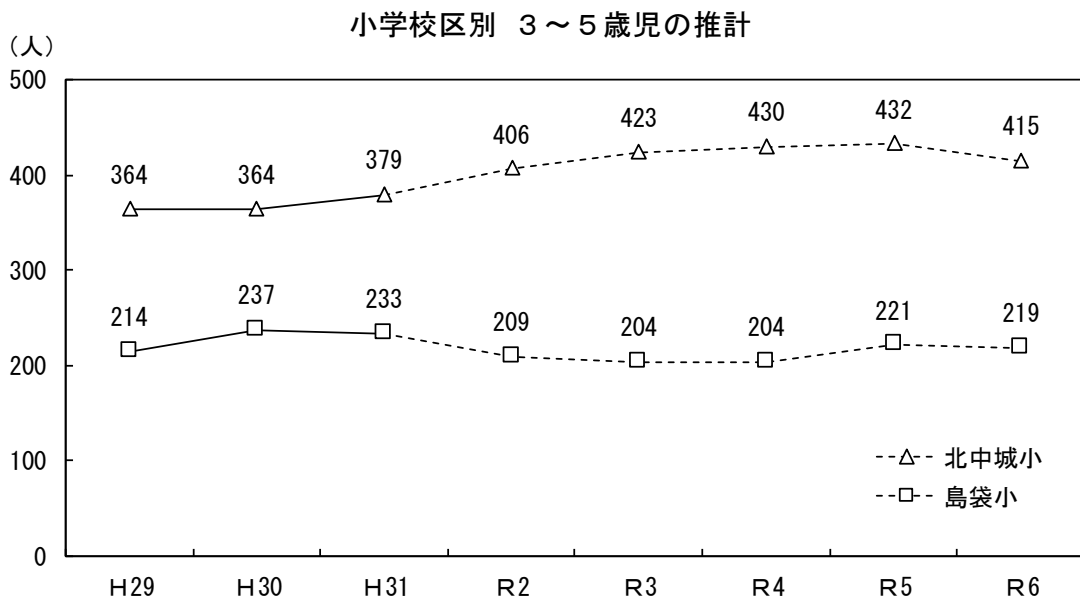
0～2歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	542	543	555	573	556	560	562	566
北中城小	353	350	374	377	363	357	354	353
島袋小	189	193	181	196	193	203	208	213



③ 3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を小学校区別に見ると、北中城小学校区では令和5年までは増加で推移していますが、令和6年は減少に転じると推計されます。島袋小学校区は横ばいで推移すると予測されます。

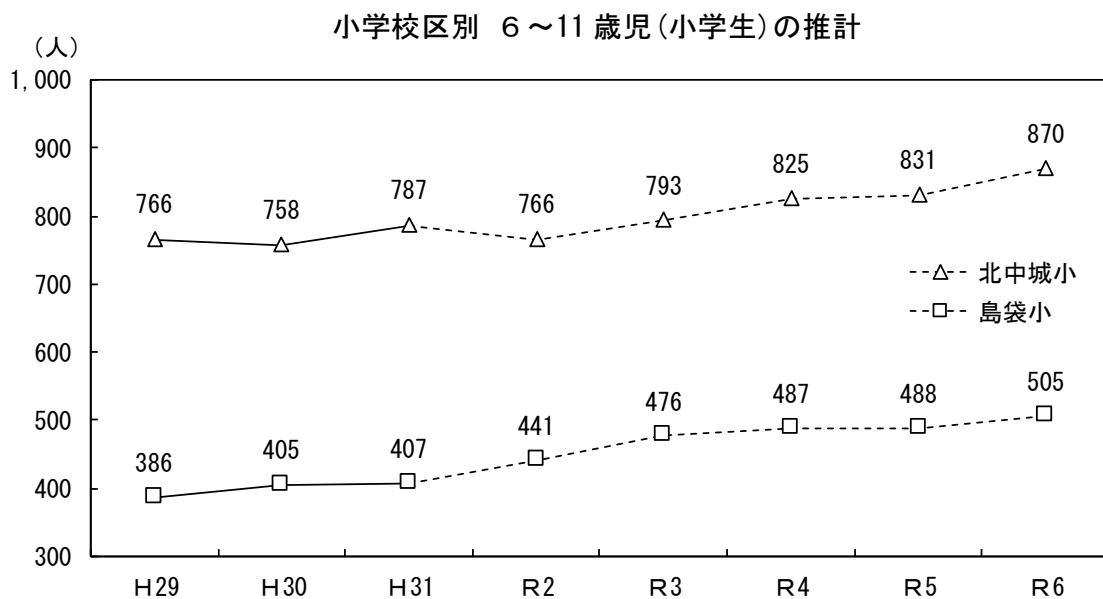
3～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	578	601	612	615	627	634	653	634
北中城小	364	364	379	406	423	430	432	415
島袋小	214	237	233	209	204	204	221	219



④ 6～11 歳児(小学生)の推計

6～11 歳児(小学生)の人口を小学校区別に見ると、どちらの小学校区とも増加で推移していくと予測されます。

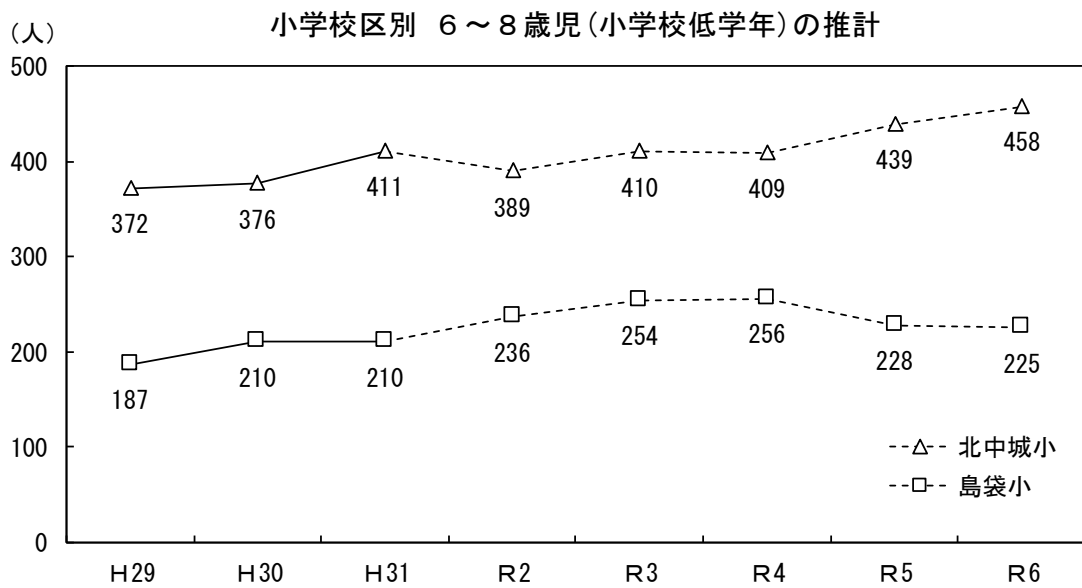
小学生	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,152	1,163	1,194	1,207	1,269	1,312	1,319	1,375
北中城小	766	758	787	766	793	825	831	870
島袋小	386	405	407	441	476	487	488	505



⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を小学校区別に見ると、北中城小学校区は令和2年に減少したあと、増加に転じると推計されます。島袋小学校区は令和4年までは増加で推移し、その後は減少すると見込まれています。

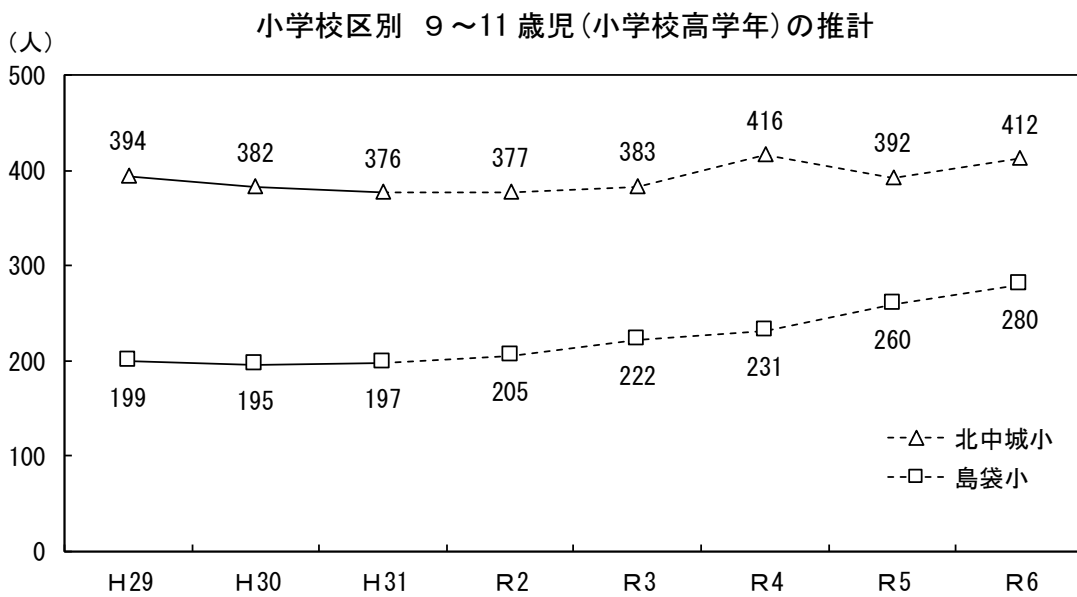
小学低学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	559	586	621	625	664	665	667	683
北中城小	372	376	411	389	410	409	439	458
島袋小	187	210	210	236	254	256	228	225



⑥ 9～11 歳児(小学校高学年)の推計

9～11 の人口(小学校高学年)を小学校区別に見ると、北中城小学校区は令和4年まで増加傾向で推移し、令和5年に一旦減少しますが、その後再び増加すると予測されます。島袋小学校区は増加で推移すると予測されます。

小学高学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	593	577	573	582	605	647	652	692
北中城小	394	382	376	377	383	416	392	412
島袋小	199	195	197	205	222	231	260	280



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

①教育・保育施設等の定員数の推移

村内の教育・保育施設等の定員数を見ると、平成31年度では、1号認定は公立幼稚園や私立幼稚園の249人、2号認定は認可保育園や認定こども園の287人、3号認定は、認可保育園や小規模保育による273人となっています。平成26年度以降の推移を見ると、1号認定の定員は平成27年以降増減がありませんが、2号認定、3号認定の定員は大きく増加しており、保育ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	210			210	210			210	210			210
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育園		163	175	338		185	165	350		185	165	350
認定こども園	0	0	0	0	39	66	53	158	39	66	53	158
小規模保育事業			0	0			0	0			0	0
事業所内保育事業			0	0			19	19			19	19
計	210	163	175	548	249	251	237	737	249	251	237	737
1号、2・3号別計	210	338		548	249	488		737	249	488		737

(定員ベース)

単位：人

	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	210			210	210			210	210			210
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育園		185	165	350		185	165	350		221	183	404
認定こども園	39	66	53	158	39	66	53	158	39	66	53	158
小規模保育事業			0	0			19	19			18	18
事業所内保育事業			19	19			19	19			19	19
計	249	251	237	737	249	251	256	756	249	287	273	809
1号、2・3号別計	249	488		737	249	507		756	249	560		809

各年4月現在

(2) 幼稚園

① 公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、平成 31 年では定員 210 人に対し、131 人が利用しています。また、4 歳児、5 歳児の年保育を実施しています。

公立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数			クラス数		
		計	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児
北中城幼稚園	210	131	57	74	5	2	3

平成 31 年 4 月現在

公立幼稚園の利用園児数の推移を見ると、4 歳児はほぼ横ばいですが、5 歳児は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大きく利用園児数が減少し、その後は増減しながらも概ね横ばいで推移しています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4 歳児	60	57	59	59	58	57
5 歳児	105	73	81	74	88	74
計	165	130	140	133	146	131

各年度 4 月現在

公立幼稚園の利用割合を年齢別に見ると、4 歳児は 30%前後で推移していますが、5 歳児は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大きく減少し、平成 27 年度以降は 40%前後での推移となっています。

公立幼稚園利用割合の推移

単位：人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4 歳児	人口(人)	182	197	194	207	185	214
	割合(%)	33.0	28.9	30.4	28.5	31.3	26.6
5 歳児	人口(人)	174	194	196	191	212	204
	割合(%)	60.3	37.6	41.3	38.7	41.5	36.2

各年度 4 月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成 26 年度は利用園児の 32.1%が利用しており、その後、平成 29 年度の 45.1%まで上昇していますが、平成 30 年度以降は 40%弱まで下がっています。

また、午後の預かり保育では利用定員を設けており、平成 31 年は 55 人定員で 52 人が利用しています。

公立幼稚園午後の預かり保育の利用推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園児数(人)	165	130	140	133	146	131
預かり人数(人)	53	49	60	60	55	52
預かり利用割合(%)	32.1	37.7	42.9	45.1	37.7	39.7

各年度 4 月現在

公立幼稚園年齢別の午後の預かり保育の利用状況

単位：人

施設名	定員			利用園児数		
	計	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児
北中城幼稚園	55	25	30	52	25	27

平成 31 年 4 月現在

②私立幼稚園利用園児数

村内外の私立幼稚園の利用者は、平成 31 年 4 月現在で 17 人となっています。

私立幼稚園新入园児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数※本村園児				クラス数※全体			
		計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児
真栄原カトリック幼稚園	315	4	1	1	2	9	※		
沖縄アミークス インターナショナル幼稚園	80	1	0	0	1	2	0	1	1
聖母幼稚園	140	4	1	3	0	4	※		
首里カトリック幼稚園	195	1	1	0	0	6	※		
クララ幼稚園	210	1	1	0	0	5	※		
コザ聖母幼稚園	140	4	1	3	0	4	※		
シオン幼稚園	46	2	1	0	1	3	1	1	1
合計	—	17	6	7	4	—	—	—	—

平成 31 年 4 月現在

※複数年合同クラス

私立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 歳児	12	8	4	4	5
4 歳児	19	5	8	1	0
5 歳児	5	5	7	5	2
計	36	18	19	10	7

各年度 4 月現在

※北中城村民で、私立幼稚園(村外含む)に通っている方の人数(就園奨励補助金申請件数に基づいて記入)

②-1 午後の預かり保育の利用推移

私立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成 31 年度は 6 人が午後の預かりを利用しています。

私立幼稚園年齢別の午後の預かり保育の利用状況

単位：人

施設名	定員※全体				利用園児数※本村園児			
	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児
真栄原カトリック幼稚園	152	42	66	44	1	0	0	1
沖縄アミークス インターナショナル幼稚園	20	0	10	10	0	0	0	0
聖母幼稚園	33	9	13	11	0	0	0	0
首里カトリック幼稚園	68	17	29	22	1	1	0	0
クララ幼稚園	65	23	15	27	0	0	0	0
コザ聖母幼稚園	50	—	—	—	2	0	2	0
シオン幼稚園	30	5	13	12	2	1	0	1
合計	418				6	2	2	2

平成 31 年 4 月現在

(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

① 申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、第1期計画開始年の平成27年は511人であるのに対し、平成31年では620人となっており、毎年増加で推移しています。0歳児は年度途中での入所希望が多くなるため、4月時点ではほかの年齢に比べて申し込みが少なくなっていますが、10月時点でみると4月時点より多い数で推移しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	29	53	55	45	59	52
1歳	81	92	117	113	104	130
2歳	72	109	104	130	123	118
3歳	71	101	117	100	132	120
4歳	54	82	93	105	85	115
5歳	40	74	75	87	88	85
申込者数	347	511	561	580	591	620

各年4月1日現在

保育園等申込者数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	56	83	80	62	88	96
1歳	83	95	123	117	110	150
2歳	78	111	108	131	124	124
3歳	76	106	119	104	131	136
4歳	56	82	89	99	87	116
5歳	41	74	77	88	89	93
申込者数	390	551	596	601	629	715

各年10月1日現在

②定員数の推移

保育施設等の定員を見ると、第1期計画開始年の平成27年4月は469人であるのに対し、平成31年4月では560人へと増加しています。

また、平成31年については、年度途中で若干の定員増を行っており、10月時点では定員568人となっています。

保育園等定員数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	33	44	50	50	56	62
1歳	51	81	87	87	93	99
2歳	63	93	100	100	107	112
3歳	73	95	95	95	95	107
4歳	110	78	78	78	78	90
5歳		78	78	78	78	90
定員数	330	469	488	488	507	560

各年4月1日現在

※平成26年の4歳・5歳は当時、私立保育園1ヶ所が4・5歳児での定員設定だったため、合算している

保育園等定員数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	33	50	50	50	56	58
1歳	51	87	87	87	93	95
2歳	63	100	100	100	107	107
3歳	73	95	95	95	95	114
4歳	110	78	78	78	78	97
5歳		78	78	78	78	97
定員数	330	488	488	488	507	568

各年10月1日現在

※平成26年の4歳・5歳は当時、私立保育園1ヶ所が4・5歳児での定員設定だったため、合算している

③利用人数の推移

保育施設等の利用人数について見ると、第1期計画開始年の平成27年4月は467人であるのに対し、平成31年4月では564人と大きく増加しています。特に3歳児以降で増加数が大きくなっています。年度途中の10月では、0歳児を中心に利用者が増えています。

保育園等利用人数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	27(0)	41(0)	37(1)	41(0)	40(0)	46(1)
1歳	76(0)	82(0)	81(0)	91(0)	92(0)	100(0)
2歳	72(0)	92(2)	84(0)	105(3)	105(3)	108(1)
3歳	69(0)	97(3)	97(1)	84(2)	112(5)	112(3)
4歳	54(0)	81(0)	92(1)	99(2)	80(2)	113(4)
5歳	40(0)	74(3)	75(0)	89(2)	86(0)	85(1)
利用人数	338(0)	467(8)	466(3)	509(9)	515(10)	564(10)

各年4月1日現在（村外に通う児童も含む）

※（ ）の数字は村外の認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等の利用人数

保育園等利用人数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	36(0)	43(0)	43(2)	43(0)	52(1)	51(1)
1歳	78(0)	82(0)	92(1)	91(0)	93(0)	100(0)
2歳	73(0)	95(2)	84(0)	105(3)	106(3)	108(1)
3歳	70(0)	97(3)	98(1)	82(2)	112(5)	115(4)
4歳	56(0)	81(0)	88(1)	95(2)	82(3)	113(4)
5歳	41(0)	74(3)	76(0)	90(2)	89(0)	89(2)
利用人数	354(0)	472(8)	481(5)	506(9)	534(12)	576(12)

各年10月1日現在（村外に通う児童も含む）

※（ ）の数字は村外の認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等の利用人数

④保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用人数は平成29年以降、定員を上回る状況にあり、村では弾力化による受け入れを行っています。平成31年では100.7%で運営しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
定員(人)	338	469	488	488	507	560
利用児童数(人)	338	467	466	505	517	564
弾力化率(%)	100.0	99.6	95.5	103.5	102.0	100.7

各年4月1日現在

⑤認可保育園一覧（平成31年4月1日現在）

認可保育園の整備状況を見ると、平成31年では公立園1園、法人園4園となっています。平成31年では5歳児保育は全ての園で実施されています。

認可保育園別年齢別利用児童数

単位：人

保育園名	定員	利用児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
喜舎場保育所	90	96	5	12	17	20	23	19
つなぐ保育園	110	127	12	18	24	23	26	24
百登保育園	60	68	2	12	12	15	15	12
すてら保育園	90	97	6	18	18	18	19	18
もりのなかま保育園北中城園	54	35	5	6	5	12	5	2
合計	404	423	30	66	76	88	88	75

平成31年4月1日現在

⑥認定こども園一覧（平成31年4月1日現在）

平成31年4月現在、村内には認定こども園が1園あります。利用児童数は143人となっています。

認定こども園別年齢別利用児童数

単位：人

認定こども園名	認定区分	定員	利用児童数						
			計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
アリス幼稚園	1号	39	39	0	0	0	13	13	13
	2号	66	51	0	0	0	22	20	9
	3号	53	53	5	24	24	0	0	0
合計		158	143	5	24	24	35	33	22

⑦地域型保育事業所一覧（平成31年4月1日現在）

地域型保育事業所は平成31年で2か所の整備となっています。

地域型保育事業所の年齢別利用児童数

地域型保育事業所名	定員	利用児童数			
		計	0歳児	1歳児	2歳児
ピーターパン沖縄ライカム	19	10	4	2	4
もりのなかま保育園喜舎場園	18	18	6	6	6
合計	37	28	10	8	10

※村民のみで集計

⑧ 4月時点と10月時点の保育施設等利用者の比較（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

平成31年度の入所児童数は4月の564人から10月には576人へと12人増加しています。0歳児が5人、3歳児が3人、5歳児が4人増となっています。

保育施設等年齢別利用児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	564	46	100	108	112	113	85
10月児童数	576	51	100	108	115	113	89
増加人数	12	5	0	0	3	0	4

平成31年実績

⑨ 待機児童数の推移

4月時点の待機児童数を見ると、平成27年は44人と前年から大きく増加しており、平成28年には92人まで増えています。その後は減少し、平成31年では48人となっています。年齢別に見ると、平成31年4月時点では1歳児、10月時点では0歳児の待機児童が最も多くなっており、低年齢児での待機児童解消が課題となっています。

待機児童数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2	12	14	3	17	5
1歳	5	8	37	21	8	26
2歳	0	17	19	29	13	8
3歳	2	6	19	12	20	6
4歳	0	1	3	6	3	3
5歳	0	0	0	0	2	0
待機児童数	9	44	92	71	63	48

各年4月1日現在

待機児童数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	20	27	25	7	27	35
1歳	5	5	19	18	10	40
2歳	5	13	17	20	12	10
3歳	6	9	14	15	14	13
4歳	0	1	2	3	1	4
5歳	0	0	1	0	1	0
待機児童数	36	55	78	63	65	102

各年10月1日現在

⑩ 4月時点と10月時点の待機児童数の比較

平成31年度の待機児童数は4月の48人から10月には102人へと54人増加しています。特に、0歳児では30人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育施設等年齢別待機児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成31年4月	48	5	26	8	6	3	0
平成31年10月	102	35	40	10	13	4	0
増減	54	30	14	2	7	1	0

(4) 教育・保育施設の利用比較（5歳児）

教育保育施設の利用について、第1期計画開始前の平成26年と平成31年を比較すると、5歳児については、平成26年は公立幼稚園利用が60.3%でしたが、平成31年では36.3%に減少しています。反対に、保育園利用の5歳児は、平成26年は23.0%となっていますが、平成31年では41.7%になっており、利用状況に変化が見られています。

平成26年と平成31年の教育・保育施設の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立幼稚園 1号認定	H26				—	60(33.0)	105(60.3)	165(14.8)
	H31				—	57(26.6)	74(36.3)	131(11.2)
保育園 2号・3号認定	H26	27(15.2)	76(37.4)	72(38.1)	69(36.3)	54(29.7)	40(23.0)	338(30.3)
	H31	46(26.9)	100(49.8)	108(59.0)	113(58.2)	112(52.3)	85(41.7)	564(48.3)
児童人口	H26	178	203	189	190	182	174	1,116
	H31	171	201	183	194	214	204	1,167

(5) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育の利用について見ると、平成30年度は延べ4,169人が利用しており、保育園利用者の増加もあり、利用者数も増加傾向で推移しています。

延長保育事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数		
	平成28年	平成29年	平成30年
延長保育	3,855	4,168	4,169

①-1 一時預かりの利用状況（保育園）

保育園における一時預かりは、平成 28 年度までは 300 人以下の延べ利用人数となっていました。平成 29 年度は 503 人、30 年度は 399 人と、以前より利用が増えています。

一時預かりの利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり	279	291	279	503	399

①-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)は、村内 1 か所で実施しています。平成 27 年度以降は延べ 5,000 人を超える利用者数となっており、平成 30 年度は年間延べ 5,591 人が利用しています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター	3,986	5,441	5,863	6,024	5,591

※子どものみをカウント

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、未実施となっています。

③子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

③-1 会員数

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の会員数について見ると、平成 30 年度ではおねがい会員が 247 人、サポート会員が 79 人、どちらも会員が 27 人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるサポート会員・どちらも会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
おねがい会員	153	176	196	226	247
まかせて会員	69	75	78	81	79
どちらも会員	21	24	25	27	27

各年 4 月末日現在

③-2 延べ利用人数

子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)の延べ利用人数は平成 28 年度以降、徐々に増加していますが、就学後(小学生での利用)の利用人数は減少傾向にあります。

延べ利用人数の推移

単位：人

	年間延べ利用人数			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	516	374	430	453
子育て援助活動支援事業(就学後)	1,405	1,027	1,026	954
病児・緊急対応事業	68	179	54	80
合計	1,989	1,580	1,510	1,487

④放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについて見ると、平成 31 年で5か所であり、161 人の利用となっています。学年別に見ると1～3年生での利用が非常に多くっており、高学年になると利用は少なくなります。

放課後児童クラブの推移

単位：か所、人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
クラブ数	2	3	3	3	3	5
利用児童数計 (未就学除く)	113	112	107	117	122	161
1 年生	42	40	37	49	39	63
2 年生	33	33	33	24	45	38
3 年生	14	18	19	24	14	40
4 年生	15	11	11	13	15	9
5 年生	4	4	5	5	7	7
6 年生	5	6	2	2	2	4
未就学児	15	0	0	0	0	0

各年度 5 月現在

放課後児童クラブの年齢別利用児童数

単位：人

名称	地区 (学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 学童ふれあいクラブ	北中城小学校	77	18	22	28	3	4	2
2 アリス学童クラブ	北中城小学校	17	5	3	3	1	3	2
3 すてら学童クラブ	北中城小学校	30	13	7	5	5	0	0
4 大空子どもくらぶ	北中城小学校	23	15	4	4	0	0	0
5 はにんすキッズ学童 (仲順クラブ)	北中城小学校	14	12	2	0	0	0	0
総 数		161	63	38	40	9	7	4

平成 31 年 5 月現在

(6) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の推移

村内の認可外保育施設は平成 31 年で 5 か所となっており、村内からは平成 31 年で 37 人が利用しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数	6	5	5	6	5	5
利用園児数(人)	336	120	159	144	133	136
うち北中城村在住児(人)	※	※	※	※	※	37

各年 4 月現在 ※は未把握

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	地区 (字名)	定員	利用児童数						
			計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1 キッズキャンパス	屋宜原	67	30(1)	0(0)	6(0)	6(0)	6(1)	12(0)	0(0)
2 リトルエンジェルス	島袋	42	31(14)	1(1)	6(4)	10(4)	6(1)	6(4)	2(0)
3 わくわく未来こども園	島袋	15	11(9)	0(0)	1(1)	3(2)	4(3)	2(2)	1(1)
4 ハーモニーキッズ オキナワプレスクール	荻道	35	20(1)	0(0)	3(0)	5(0)	8(1)	2(0)	2(0)
5 クリエイティブマインド インターナショナルプレスクール	仲順	74	45(12)	5(0)	10(4)	8(2)	12(4)	7(2)	3(0)
総 数		233	137(37)	6(1)	26(9)	32(8)	36(10)	29(8)	8(1)

平成 31 年 4 月 1 日現在

※()の数字は北中城村民で認可外保育施設に通っている人数

※NO.5のクリエイティブマインドインターナショナルプレスクールのみ11月時点の人数

(7) その他

①放課後子ども教室の推移

村内では放課後子ども教室を平成 31 年度は 2 か所で実施しています。利用者数は 264 人であり、低学年を中心に利用されています。

放課後子ども教室の学年別利用児童数

単位：か所、人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
子ども教室数	2	2	2	2	2	2
利用児童数計	322	242	214	251	268	264
1 年生	98	67	61	98	67	63
2 年生	85	81	64	65	80	71
3 年生	57	33	48	50	41	58
4 年生	28	42	20	15	53	37
5 年生	31	11	11	15	13	24
6 年生	23	8	10	8	14	11

各年 5 月末現在

※ 5 月延べ人数

①-1 放課後子ども教室の利用状況

放課後子ども教室でもっとも多く利用されているのは北中城小放課後子ども教室で 156 人となっています。

放課後子ども教室別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区 (学校)	利用児童数				
		計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上
北中城小放課後子ども教室	北中城	156	39	44	28	45
島袋小放課後子ども教室	島袋	108	24	27	30	27
総 数		264	63	71	58	72

平成 31 年 5 月末日現在

②児童館の推移

村内の児童館は2か所あり、年間の利用者数は平成30年度で延べ29,166人であり、小学校低学年での利用が多くなっています。

児童館の学年別利用児童数

単位：カ所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童館数	2	2	2	2	2
延べ利用児童数計	26,711	24,894	29,775	28,922	29,166
1年生	4,429	2,550	5,209	3,935	6,136
2年生	4,505	3,465	4,254	5,352	4,399
3年生	2,548	3,149	4,621	3,284	4,470
4年生	2,722	3,492	4,480	4,894	3,220
5年生	5,917	3,253	4,601	4,363	4,597
6年生	1,811	4,096	3,167	4,241	2,759
中学生以上	4,779	4,889	3,443	2,853	3,585

②-1 児童館の利用状況

児童館別で見ると、島袋児童館が年間14,964人と多くなっています。

児童館別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区 (学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
仲順児童館	北中城	10,617	2,169	1,670	1,559	1,642	2,305	1,272
島袋児童館	島袋	14,964	3,967	2,729	2,911	1,578	2,292	1,487
総 数		25,581	6,136	4,399	4,470	3,220	4,597	2,759

平成30年度実績

3. 教育・保育ニーズと整備の状況（現状）

(1) 北中城村における保育対策の動向

平成 27 年度の計画開始以降、保育ニーズ(利用児童数+待機児童数)は急激に上昇し、平成 28 年には計画での見込みを大幅に超えました。この状況を受けて、村では平成 29 年度の「中間見直し」において、教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しを行っており、現在は、この見直し後の計画にもとづいて受け入れ体制の拡充を図っています。

児童人口の推移を見ると、就学前児童に当たる 0～5 歳児については、平成 29 年を境に減少から増加へと転じています。第一期計画策定時には就学前児童数の減少で見込んでいたが、実際は増加しているという状況により、保育ニーズは見込みを大幅に上回っています。

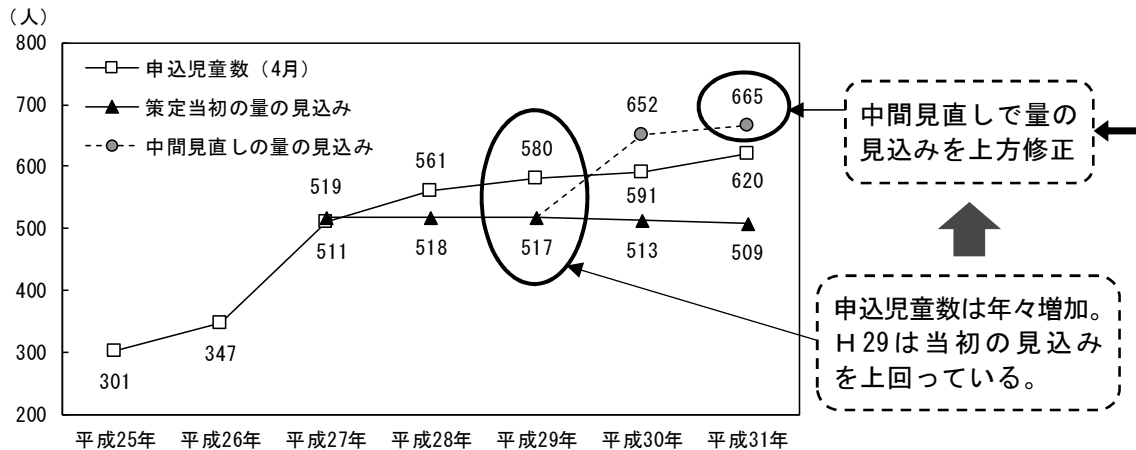
そこで、保育園の利用希望率に着目すると、第一期計画の策定当初では希望率を 45.4%で設定しているのに対し、実際は 51.7%となっており、保育園の利用希望率を低く見込んだことにより乖離が生じています。中間見直しにおいては利用希望率を 57.0%に設定し、量の見込みを見直しており、また供給量についてもこれを踏まえた確保方策に見直しています。

第 2 期計画策定年度である平成 31 年度においては、平成 30 年度に実施したニーズ調査結果や今後の児童人口推計を見極めながら、利用希望率を精査した上で、量の見込みを算出していく必要があります。

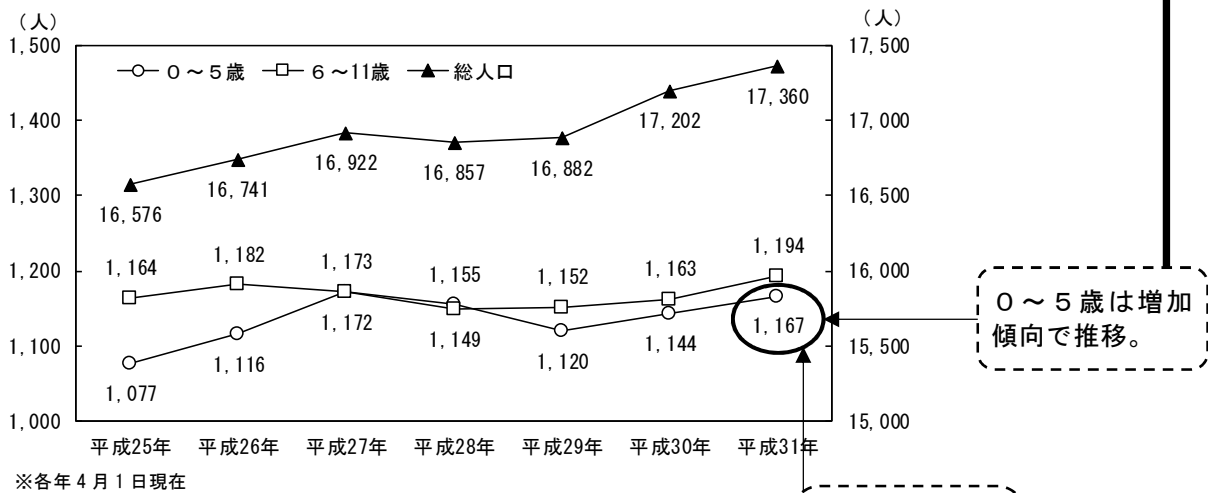
さらに国では、2019 年 10 月から教育・保育の無償化を実施しています。この影響も踏まえ、例えば 1 号認定 3 歳の受け入れ体制づくりを検討するなど、新たな展開も求められています。保育施設や小規模保育事業の整備のほか、既存施設を活用するために、例えば、村立幼稚園での複数年保育や、状況によっては他市町村で見られるように認定こども園への移行など、第 2 期計画での量の見込みを見極めながら、受け入れ枠の確保に向けて検討することも必要です。

保育所整備による受け入れ枠の拡大を進めていくこととなるが、無償化の影響がどの程度であるか、女性の就労希望率の上昇はどれくらいであるか、こういった点をニーズ調査で把握するとともに、大きな課題である保育士の確保についても、村としてできる対策を掲げるなど、新しい課題への対応を検討しながら、子どもと子育て家庭のための施策を第二期計画で策定していく必要があります。

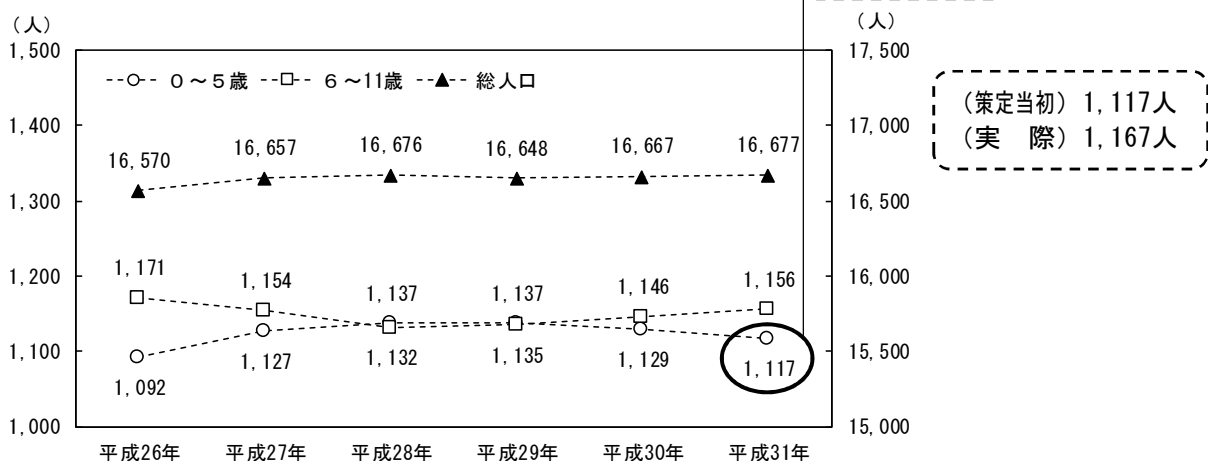
■ 第一期の量の見込みと申込者数の推移（計画値と実績の比較）



■ 総人口と児童人口の推移



■ 推計人口の推移



利用希望率は策定当初の見込みを上回っている。人口は策定当初の見込みに近い。(H30)

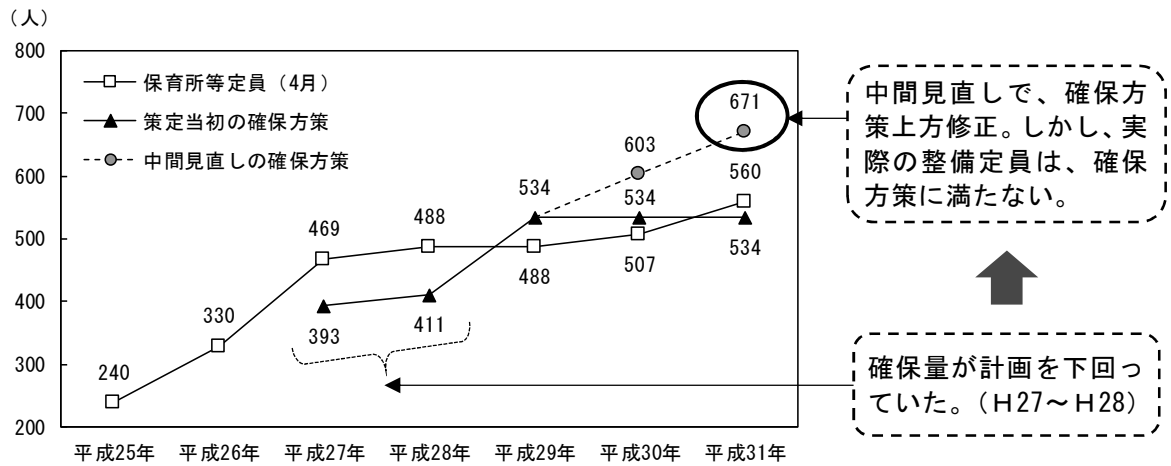
- ・(策定当初) $513 \div 1,129 = 45.4\%$
- ・(見直し) $652 \div 1,144 = 57.0\%$
- ・(実際) $591 \div 1,144 = 51.7\%$



H31には、実際の利用希望率が53.1%となり、H30よりも伸びている。

- ・(策定当初) $509 \div 1,117 = 45.6\%$
- ・(見直し) $665 \div 1,167 = 57.0\%$
- ・(実際) $620 \div 1,167 = 53.1\%$

■ 第一期確保方策と保育所等定員の推移（計画値と実績の比較）



H31の申込状況は？

H31：申込児童数 620人
H31：保育所等定員数 560人
※定員は前年より53人増。
しかし申し込みは定員を上回っている

待機児童数は？

待機児童数推移（4月） 単位：人

	平成30年	平成31年
0歳	17	5
1歳	8	26
2歳	13	8
3歳	20	6
4歳	3	3
5歳	2	0
待機児童数	63	48
前年比	△8	△15

待機児童数は存在している

各年4月1日現在

4. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成31年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

村内に在住する就学前児童と小学生(1～3年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。就学前児童保護者調査は1,280人、小学生保護者調査は554人に配布。対象年齢全員に配布した。

③調査方法

<就学前児童保護者調査>

- ①教育・保育施設を通しての配布・回収
- ②家庭での保育者、認可外保育施設利用者、私立幼稚園利用者は郵送による発送・回収

<小学生保護者調査(1年～3年生)>

- 小学校を通じての配布・回収

④調査期間

平成31年2月(就学前:①2月6日～2月20日、②2月6日～2月26日)
(小学生:2月6日～2月26日)

⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	1,280件	720件	56.3%
小学生保護者調査	554件	366件	66.1%

(2) 就学前・小学生共通

(2)-1 子育て家庭の状況

① 兄弟の状況

●就学前では2人、小学生では3人が最も高い。2番目に、就学前で3人、小学生では2人が高い。

●就学前では1人と2人は島袋小学校区、3人は北中城小学校区が若干高い。小学生では島袋小学校区で一人っ子が多い。

兄弟の数を見ると、就学前児童では、「2人」の34.4%が最も高く、次いで「3人」の31.9%、「1人」の21.7%となっている。小学生では「3人」が35.0%で最も高く、「2人」が27.3%と次いでいる。また、「4人」が17.8%あった。

小学校区別に見ると、就学前児童では「1人」や「2人」は島袋小学校区の方が若干高く、「3人」は北中城小学校区で若干高い。小学生では、「3人」という回答は、両小学校区で35%前後を占めている。「1人」という回答は、島袋小学校区(18.9%)が北中城小学校区(9.1%)より高くなっている。

② 世帯の状況

●核家族世帯が圧倒的に多い。小学校別では、やや地域差が見られる。

世帯構成について見ると、「核家族世帯」が就学前児童は83.2%、小学生は73.0%となっており、ほとんどの家庭が核家族であることがわかる。また、「母子世帯」は就学前児童の4.2%、小学生では9.3%となっている。

世帯構成を小学校区別に見ると、就学前児童では、「3世代世帯」は島袋小学校区が北中城小学校区を若干上回っている。「核家族世帯」は北中城小学校区の方が僅かながら高い。

小学生では、「核家族世帯」は北中城小学校区が島袋小学校区に比べやや高くなっている。「母子世帯」は島袋小学校区が13.2%であり、北中城小学校区の8.2%に比べやや高い。

③ 保護者の出身地

●父母ともに北中城村以外の県内出身者が多く、父親が4割台、母親は6割前後を占めている。

就学前児童・小学生ともに、「北中城村以外の県内」出身者が多く、父親が4割台、母親が6割前後を占めている。「北中城村」出身者は、父親が就学前児童・小学生ともに4割前後、母親では2割半ば～3割となっている。「県外」出身者は、父親、母親ともに10%前後となっている。

④ 日頃お子さんを見てもらえる方

●多くの家庭が祖父母・親族の支援を受けられるが、7%程度は見てもらえる人がいない。

お子さんを見てもらえる方について尋ねたところ、祖父母や親族等が「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもない」という回答が就学前児童で7.1%、小学生では7.7%ある。

⑤相談できる人・場所の有無、孤独感

●相談相手が「いない」人では、子育てで孤立を感じている割合が高い。

気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が90%を超えているが、その一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は就学前児童保護者で4.4%、小学生保護者では3.8%いる。

子育てなどでの“孤独感については、就学前児童保護者の30.0%、小学生保護者の22.9%が感じている。

世帯構成別で見ると、小学生の母子世帯の方で、孤立感を「よく感じる」割合が高くなっている。また、サンプル数は少ないが就学前の「その他」の世帯で孤立感を「よく感じる」割合が30%余りと突出して高くなっている。

相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、“孤独感あり”が就学前児童が28.0%(小学生が21.4%)あるのに対し、「相談できる人がいない」では、就学前児童で68.8%(小学生が57.2%)と7割近くを占めている。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人はいない」で37.5%(小学生が28.6%)となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られる。

⑥相談先・相談内容

●相談先は身近な人が大半であるが、悩み事は専門的な内容が多くなっている。

相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めている。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっており、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要と思われる。

⑦相談・情報提供の場に求めること（就学前）

●相談・情報提供では、教育・保育施設の情報や利用に関する相談を望む声が圧倒的に高い。

就学前児童を対象に相談・情報提供の場に求めることを尋ねると、「教育・保育施設の情報・利用に関する相談」が64.0%で圧倒的に高くなっている。

⑧行政に望む子育て支援の内容

●就学前児童では、子どもと楽しめる場の整備や経済的負担軽減、新規の公園整備を求める声が最も高い。小学生では、経済的負担の軽減と子ども同士でも楽しめる場所が特に望まれている。

就学前児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(67.8%)と「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(63.6%)が6割台であるほか、「公園を増やして欲しい」(57.4%)も6割近くを占めており、これら3項目が特に高くなっている。

小学生では、「子どもにかかる費用負担を軽減して欲しい」(62.3%)と「子ども同士でも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(57.7%)が6割前後を占めており、他の項目より突出して高い。

(2)-2 母親の就労について

①母親の現在の就労状況・就労希望

●母親の就労率(76.5%)・就労希望率(83.1%)は前回調査時より上回っている

就学前児童の母親の就労状況を見ると、フルタイムで就労している母親は就学前児童保護者で51.3%(小学生保護者で47.7%)、パート・アルバイト等が25.2%(小学生保護者は31.7%)であり、就労している母親が就学前児童保護者の76.5%(小学生保護者の79.4%)を占めている。また、就労希望率は83.1%(小学生保護者は85.3%)となっている。第一期計画策定時のニーズ調査(前回調査)では、母親の就労率は就学前児童保護者で65.2%、就労希望率(同)は77.4%であり、女性の就労率や就労希望率は前回は上回っている。また、フルタイムでの就労割合が前回調査では就学前で37.7%であったが、今回は51.3%と大きく上昇している。

母親の就労率上昇は、共働き家庭の増加となり、保育ニーズの上昇にも直結する。児童人口が急減していなければ、前回調査時点と比べて、量の見込みは上がるものと推察される。

※母親の就労希望率=(「現在就労している母親数」+「現在未就労で“今すぐにも働きたい”と回答した母親数」)÷有効回答者の母親数で算出

②現在就労していない母親の就労希望

●すぐにでも働きたいという母親は30.5%(小学生保護者は31.3%)。

就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童保護者で30.5%、小学生保護者の31.3%となっている。就学前児童保護者では就労したい割合が高く、保育園入所希望の「潜在的ニーズ」として量の見込みを算出する際に考慮する必要がある。

(3) 就学前児童の調査結果より

(3)-1 教育・保育サービスの利用について

①教育・保育のサービスの利用の有無

●2歳児で子どもの約8割、4歳児以上では9割以上が教育・保育施設等を利用している。

就学前の教育・保育サービス利用は77.1%であり、1歳児では4割余り、2歳児からは約8割、4歳児以上は9割を超える利用率となっている。また、認可外保育施設利用者を除いた教育・保育施設の就園率は3歳児で70.6%、4歳児で79.8%、5歳児で89.0%となっており、3～5歳児全体では79.8%となる。

②利用している教育・保育サービスの状況

●「法人の認可保育所」の利用率が最も高い。

「法人の認可保育所」の利用が33.3%で圧倒的に高くなっている。これに次いで多いのは「公立保育所」の19.3%、「公立幼稚園」の16.6%となっており、「認可外の保育施設」の利用は11.5%となっている。

認可外の保育施設利用者の中には認可保育所を待機となって利用している人も多く、こういった対象者も潜在的な保育ニーズとして捉える必要がある。

③利用している教育・保育サービスの場所

●島袋小学校区在住の6割半ばの方は北中城小学校区の教育・保育施設等を利用している。

教育・保育サービスを利用している場所を見ると、「北中城村内」が84.0%、「北中城村外」が14.8%となっている。

居住している小学校区と教育・保育サービス利用地区との関係を見ると、北中城小学校区の人には9割近くが同小学校区内の施設を利用しているが、島袋小学校区の人で同小学校区内を利用している人は32.3%にとどまっており、6割半ばの方は北中城小学校区内の教育・保育施設等を利用している。

④教育・保育サービスを利用していない理由

●「空きがない」ために教育・保育施設等を利用していない割合は26.8%。

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、つまり、“潜在的も含めての待機児童”となっている割合は26.8%であった。子どもの年齢別では1歳児から4歳児でこの回答が高い。特に1歳児では39.0%を占める。

⑤教育・保育のサービスの利用希望

●「法人の認可保育所」と「公立保育所」を望む声が非常に高い。居住地の近くの施設利用希望が高い。

教育・保育サービスの利用希望では、「法人の認可保育所」を望む声が49.9%であり半数近くであるほか、「公立保育所」が39.9%であり、これら2つが特に高い。「認定こども園」の希望は29.3%、「公立幼稚園」は27.2%となっている。

現在、利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね80%以上となっているが、現在「認可外の保育施設」を利用している人で今後も認可外を希望する割合は46.9%と低く、「法人の認可保育所」(50.0%)「公立保育所」(35.9%)を希望する割合が高くなっている。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が北中城小学校区が80.6%、島袋小学校区が58.6%となっており、特に北中城小学校区で住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかる。

⑥教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

●「居住地に近い場所」のほか、「保育士、先生、職員の対応」、「教育・保育の方針や内容を重視したい」という声が特に高い。

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が非常に高く74.9%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が67.5%、「教育・保育の方針や内容」が61.9%と続いている。これら3項目が特に高い。

小学校区別に見ると、「居住地に近い場所」は、北中城小学校区が79.0%、島袋小学校区が67.7%であり、北中城小学校区の方が高い。

⑦認定こども園について知っていること

●「保育園の機能と幼稚園の機能が一緒になっていると答えた方が5割半ば

認定こども園の周知状況を見ると、5割半ばが「保育園の機能と幼稚園の機能がいっしょになっている」と答えている。

多くの項目で、回答者の周知度はあまり高くないため、認定こども園についての情報発信をより充実する必要がある。

⑧公立幼稚園の複数年保育の利用希望

●「3歳から通わせたい」という声は35.1%となっている。

公立幼稚園の複数年保育希望については、「3歳から通わせたい」が35.1%で最も高かった。「4歳から」は6.5%、「5歳から」は4.3%であるが、「よくわからない」が22.6%あった。また、「3歳から」という声は北中城小学校区で高くなっている。

なお、保育所等を利用する(幼稚園は利用しない)という声は27.9%あった。

(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

①土曜日・日曜日の利用希望

●土日の利用希望も一定程度見られる。

土曜日は66.1%、日曜・祝日は28.9%が教育保育施設を利用したいと回答している。土曜日のほか、日曜・祝日の利用希望も少なくない。なお、土曜日の毎週利用希望は27.5%、日曜日の毎週利用希望は2.1%、月数回の利用希望が26.8%であった。

②幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

●夏休み等の長期休暇期間も教育・保育サービスの利用が望まれている。

幼稚園の夏休みなど長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が40.4%を占めている。

(3)-3 地域子育て支援センターについて

①地域子育て支援センターの利用状況、利用希望

●現在の利用率は12.9%程度で低いが、今後の利用希望は26.4%ある。

地域子育て支援センターの現在の利用者は12.9%であり、現在利用していないが今後利用したい割合は26.4%となっている。その中で、0歳児から2歳児が35%～40%余りとなっている。

②地域子育て支援センターで利用したい内容

●一時預かりと子育てに関する相談の希望が最も高い。

地域子育て支援センターで利用が望まれている内容は、「一時預かり」(40.4%)と「子育てに関する相談」(40.3%)が4割と特に高い。また、「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」(35.4%)、「常設の子育て親子の交流の場の提供」(34.0%)、「病児・病後児保育」(34.0%)、「地域の子育て関連情報の提供」(33.8%)は3割半ばであり比較的高くなっている。

(3)-4 病児・病後児保育について

①病児・病後児保育の利用希望

●病児保育の利用希望は4割余りある。

病児・病後児保育の利用希望は41.4%となっている。1年間で利用したい日数については、「5日以内」が54.9%を占める。

(3)-5 一時預かりについて

①一時預かりの利用意向

●一時預かりの利用希望は4割あり、利用目的としては、リフレッシュや様々な用事を済ませるために求められている。

一時預かりを「利用したい」という声は42.9%を占めている。年齢別で見ると、全年齢で4割程度あり、その中で2歳児が48.5%で最も高くなっている。利用目的では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が69.9%、「私用やリフレッシュ目的」が68.0%と7割近くを占めており、リフレッシュや様々な用事を済ませるために求められている。

(3)-6 育児休業等について

①育児休業の取得状況・取得しなかった理由

●母親全体の中では約半数が育休を取得。父親の取得は僅かである。

育児休業を取得した割合は、母親全体の中では49.3%、父親では5.1%となっている。また、当時就労していた人を母数として算出した“育児休業取得率”は、母親で75.9%、父親では5.3%となる。全国値(2018年)は母親82.2%、父親6.2%であり、全国値より下回っている。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「職場に育児休業制度がなかった」が32.1%で最も高く、「子育てや家事に専念するため退職した」が26.8%であり、これら2項目がほかの理由に比べて高い。

②育児休業の期間について（母親）

●保育所入所できるタイミングを考慮しながら、希望する育休期間を早めるなどしている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したいという希望が81.4%で圧倒的に高い。

育児休業を希望通りの期間取得できたという回答は42.7%となっている。「希望より早く復帰した」が50.0%で半数となっている。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が64.9%で大半を占めている。

また、希望より遅く復帰した理由でも「希望する保育所に入れなかったため」(72.2%)が圧倒的に高い。育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育所入所”が影響していることがわかる。

③仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

●子どもの病気やけがの時に休暇を取れる職場環境などが求められている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が63.2%で最も高い。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(51.7%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(49.4%)が比較的高くなっている。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められており、安心して働きそして子育てもできるように、企業への啓発及び企業と連携した取り組みも必要である。

(4) 小学校低学年児童の調査結果より

(4)-1 就学援助について

①就学援助の利用

●27.9%が就学援助を利用している。

就学援助の利用状況については、「利用している」が27.9%であり、「利用していない」は70.2%となっている。

②就学援助を利用していない理由

●「必要ないため」が圧倒的に高い。

就学援助を利用していない理由は「申請していない(必要ないため)」が58.8%で最も高く、次いで「必要であるが、申請条件を満たしていない」が21.8%となっている。

(4)-2 放課後の過ごし方について

①放課後の過ごし方

●放課後の過ごし方では、習い事と自宅が非常に高い。

小学生の放課後の過ごし方では、「習い事」(58.2%)と「自宅」(52.5%)の2項目が半数を超え突出して高くなっている。

そのほか、「児童館」(21.9%)、「学童クラブ」(21.0%)や「祖父母宅や友人・知人宅」(18.0%)が比較的高い。

学年別に見ると、「自宅」は学年が上がるとともに高くなっており、3年生で60.4%まで上昇している。「習い事」は1年生が最も高く60.2%を占めているほか、2年生、3年生でも5割後半である。

放課後の過ごし方を小学校区別に見ると、北中城小学校区では「祖父母宅や友人・知人宅」や「学童クラブ」、「学校の校内・校庭で過ごす」が島袋小学校区より高い。特に「学童クラブ」は、北中城小学校区が25.1%、島袋小学校区が8.5%であり、その差が大きくなっている。反対に島袋小学校区では、「習い事」や「児童館」、「地域の公民館」が比較的高い。

●希望する子どもの放課後の過ごし方では、「習い事」を望む声が比較的高い。

希望する放課後の過ごし方について見ると、“低学年の期間”は、「習い事」が圧倒的に高く、58.2%を占めている。次いで「自宅」の37.7%、3番目に高い「児童館」は28.7%で約3割である。

“高学年の期間”の過ごし方の希望は、低学年と同様に「習い事」(45.1%)が最も高く、次いで「自宅」(28.1%)となっている。

小学校区別に見ると、“低学年の期間”では、北中城小学校区は「祖父母宅や友人・知人宅」、「学童クラブ」が島袋小学校区より比較的高くなっている。これに対して島袋小学校区では、「自宅」、

「児童館」のほか、「身近な公園」という回答が北中城小学校区より高い。特に「身近な公園」は北中城小学校区が 5.8%であるのに対し、島袋小学校区で 17.0%と、その差が大きい。“高学年の期間”でも、“低学年の期間”とほぼ同様の地域差が見られるが、「学童クラブ」については両小学校区とも 5%程度の希望にとどまっている。

(4)-3 児学童クラブの利用について

①学童クラブの現在の利用状況と利用希望

●学年が上がるとともに利用割合は減少しているが、今後の利用希望は、現在の利用率を大きく上回っている。

放課後児童クラブの現在の利用率は 37.4%であり、学年別に見ると 1 年生が 25.2%、2 年生が 27.8%、3 年生が 7.9%と、学年が上がるとともに利用割合は減少している。

今後の利用希望率は 42.6%となっている。学年別では、1 年生が 56.9%、2 年生が 43.6%、3 年生が 22.8%であり、現在の利用率を大きく上回っている。

また、放課後児童クラブ利用希望者の中で高学年以降の利用希望を見ると、「4 年生まで」が 69.9%、「5 年生まで」が 32.2%、「6 年生まで」が 30.1%となっている。これらをもとに、児童全体の中での学年別利用希望割合を見ると、以下のようになる。

1 年生：56.9%、2 年生：43.6%、3 年生：22.8%

4 年生：29.8%、5 年生：18.0%、6 年生：12.8%

(※4 年生以上は調査で把握した利用希望者数を有効回答数で除して算出)

高学年になっても放課後児童クラブを利用したいという声は、4 年生で約 3 割、5 年生で 2 割弱、6 年生でも 1 割余りとなっている。

②小学校区別に見る学童クラブの利用状況と利用希望

●整備不足の地域への新規整備が求められている。

「利用している」という回答は、北中城小学校区が 25.5%であるのに対し、島袋小学校区は 8.5%と非常に低い。

利用希望は、北中城小学校区が 44.9%、島袋小学校区が 36.8%で両小学校区ともニーズが高くなっており、特に島袋小学校区は現状の一桁台からの大幅な上昇となっている。

学童クラブについては整備が進んでいる地域と進んでいない地域の差が見られる。利用ニーズも、現在の利用率が高いところのほか、整備不足の地域への新規整備もニーズ量を見極めながら検討していく必要がある。

③学童クラブの利用料金

●10,000円未満を望む声が7割半ば。利用料が高いと感じる人では5,000円未満が7割近く。

学童クラブを利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が44.1%を占めている。

学童クラブの利用料金の希望額としては、「5,000円以上10,000円未満」と「5,000円未満」が38%程度でほぼ同率となっている。これらを合わせると10,000円未満を望む声が76.3%となっている。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に学童クラブを利用していない人の声としては、「5,000円未満」が66.7%で7割近くを占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

④学童クラブの利用を希望する理由

●「保護者が共働きのため」が最も高く、「長期休暇中に子どもの面倒を見ることができないため」も高い。

学童クラブを利用希望する理由を尋ねたところ、「保護者が共働きのため」が76.3%で最も高いほか、「長期休暇中(夏休み等)に子どもの面倒を見ることができないため」も64.7%で高い。また、「友達と過ごさせたいため」が55.8%、「宿題などを見てもらえるため」が44.9%を占めている。

(4)-3 児童館の利用について

①児童館の利用状況

●児童館の利用率は45.6%となっており、島袋小学校区が北中城小学校区より高い

現在、児童館を利用している割合は45.6%となっている。1年生と3年生が5割程度、2年生が36.8%であった。

小学校区別に見ると、「利用している」は島袋小学校区が67.0%であり、北中城小学校区の36.6%を大幅に上回っている

②児童館を利用していない理由

●北中城小学校区で近くに児童館がないから利用していないという割合が3割半ばある。

児童館を利用していない理由では、「児童館が近くにないから」(32.0%)、「利用する必要がないから」(27.4%)と「子どもが利用したがるから」(26.4%)の3項目が高くなっている。

小学校区別で見ると、「児童館が近くにないから」は、北中城小学校区が35.9%、島袋小学校区が17.6%であり、北中城小学校区の方が高くなっている。

(5) 自由回答のまとめ

①就学前児童保護者調査結果より

就学前児童の自由回答の記入は194件であった。回収数は720件であり、自由回答への記入率は27.0%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

カテゴリ	記述（194件）
受け入れ体制の拡充	待機児童を解消してほしい、認可園を増やしてほしい、受け入れ人数の拡大、村の認可園にも認可外保育施設にも入れず近隣市町村の保育施設にも入れない。
公園等の遊び場	気軽に安全な公園を大小もっと増やしてほしい、年齢別で遊べる場所を増やしてほしい、土日祝も遊べる屋内遊具施設を作してほしい、ゆうな公園に遊具を整備してほしい、島袋には遊べる公園がないため村外に出ている、ライカム地区に公園をつくってほしい
幼稚園について	預かり保育の人数枠を増やしてほしい、幼稚園の受け入れ時間と預かり延長時間を変更し利用時間を伸ばしてほしい、給食の回数を増やしてほしい
相談窓口・情報提供	地域の子育てに関するイベントや講習などを発信してほしい、それぞれの保育園の保育内容や定員数、保育士の人数などの情報をまとめて発信してほしい、子育て支援ではとにかく色々な情報がほしいので、色々な方法で情報発信する環境を整備してほしい、園の質問等を相談できる窓口がほしい、育児相談できる場所がほしい
幼児教育・保育の無償化について	非課税世帯以外の0～2歳児も対象にしてほしい、無償化より保育園全入化が先ではないか、無償化対象の条件を知りたい
保育園について	土曜預かりを快く受け入れてほしい、公立保育所の園庭を整備してほしい、保育園でも教育内容をもっと充実してほしい
経済的負担の軽減	児童手当や育休手当を増やしてほしい、子ども医療費助成対象年齢を引き上げてほしい、ファミリーサポートの料金無償化
就学児の放課後や長期休みの居場所について	小学校内に学童保育を設置してほしい、長期休みのみ利用可能な学童が増えてほしい、島袋小学校区域に学童をつくってほしい

このような声が多く見られた。

就学前児童では、待機児童に関する多くの意見があり、保育園や定員数を増やして待機児童の解消を求める声が多数であった。村内の認可園に入れず、認可外保育施設も少ない。そのため、村外の認可外保育施設に通わざるを得なかったという声のほか、近隣市町村の認可外保育施設を探したが、住んでいる市民を優先したいために断られたという声もあった。

公園等の遊び場については、公園の整備・充実を求める意見が多く、気軽に安心できる、大小さまざまな公園を増やしてほしい、年齢別で遊べる公園がほしいなどの要望があった。また、遊具がない公園に新規の遊具整備を求める声も多く見られた。公園についての要望は、特に島袋小

学校区で多数挙がっていた。公園以外の遊び場については、低年齢児の保護者から土日祝問わず利用できる屋内遊具施設が望まれていた。

幼稚園については、預かり保育の人数枠の拡充を求める声が多くあった。また、利用時間の延長(現在の8時より早めの登園、夕方の預かり時間の延長)を望む声や、給食の回数を増やしてほしいといった声も見られた。

相談窓口・情報提供については、特に情報発信についての声が多く見られた。求めている情報は、子育てに関するイベントや講習情報、保育内容や保育士の人数といった保育施設に関する情報、一時預かりや地域子育て支援センターなど様々であった。また、情報提供の形についても、広報誌だけではなく、HPやSNSなど色々な方法で発信する環境を整備してほしいといった声もあった。相談窓口については、育児相談や通っている保育施設について相談の場を求める声が見られた。

保育園については、特に多く寄せられた声は、保育園の土曜保育を行事やリフレッシュ等で利用したいが保育園側から家庭保育の依頼があり預けにくいといったものであり、保育園と保護者が関係を深めながらそれぞれに求めることを理解し合うことが求められている。

小学校区別で見ると、北中城小学校区では、病児・病後児保育の拡充を求める声が多く見られ、島袋小学校区では、上記の公園の整備のほか、就学前調査にも関わらず5・6歳児保護者から、学童について整備・充実を求める声が多く見られた。

②小学生保護者調査結果より

小学生児童の自由回答の記入は103件であった。回収数は366件であり、自由回答への記入率は28.1%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

カテゴリ	記述（103件）
交通機関・通学路の整備など	スクールバスを運行してほしい、村内巡回バスの運行、通学路の道が狭く車の速度が速い、学校周辺の減速帯の設置を希望、和仁屋から仲順までは街灯が少なく18時半頃から暗くなり危険
児童館について	児童館が古い、場所が遠いため小学校近くに移転してほしい、駐車場が狭い、小学校高学年の子ども達や中学生の遊びは動きが活発なため、低学年の子ども達が怖がってしまうことがある、土曜日や長期休みの開館時間を早めてほしい
公園等の遊び場	公園の遊具を設置してほしい、公園をたくさん作ってほしい、遊べる公園がほしい
学童クラブについて（利用料、設置場所等）	学童を増やしてほしい、学童にクーラーを設置してほしい、利用料金を安くしてほしい、校内に学童を作してほしい
経済的負担の軽減	給食費の無償化、家賃補助をしてほしいなど
放課後の子どもの居場所	子どもたちが集まりやすい場所を増やしてほしい、学校の施設を放課後に利用できるようになってほしい、公民館を開放して子どもの居場所をつかってほしい、家の近くで放課後に宿題ができる場所があれば安心できる

このような声が多く見られた。

小学生では、交通機関や通学路の整備についての記述が多く寄せられ、特に小学校から離れている地域から、スクールバスや村内巡回バスの運行の声が多く見られた。また、交通量の多さや車のスピードの出し過ぎに不安を抱えているとの声もあり、車両の減速帯の設置要望もあった。

児童館については、施設の老朽化のため改築や新築を望む声や学校近くへの移転を望む声が多く見られた。また、土曜日や長期休みの開館時間を早めてほしいと訴える声もあった。

公園等の遊び場については、遊具の設置や公園を増やしてほしいなどの要望が多くあった。

学童クラブ関連については、「学童クラブの利用料金が高い」、「校内に学童クラブを設置してほしい」など利用料や設置場所など多項目にわたっており多くの意見が寄せられていた。その中では、島袋小学校区は学童クラブを増やしてほしいと設置を求める声が多く、北中城小学校区は校内に学童クラブの設置や学童クラブにクーラーの設備を願う声があり、地域性が見られた。

その他、放課後の子どもの居場所については、北中城小学校区からの意見が多く、安心して過ごす場所として校内施設の活用や公民館の開放など様々な声が見られた。

第3章 第1期計画の実施状況

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

- ・ 0歳、1歳の年度途中の受け入れについては未実施。
- ・ 地域型保育施設や認可保育園の開設により待機児童の数が減少した。
- 0歳の年度途中の受け入れは、保育士不足により受け入れができていない。
- 現在は0歳、1歳の定員を減らしている状況になっている。

② 保育所における5歳児保育の整備充実

- ・ 村内の保育所全園で5歳児保育を実施している。
- ・ 現在、5歳児の待機児童はゼロである。
- ・ 令和元年12月においては全体で102名の待機児童がいる。
- 空きがあっても年度途中の場合、希望する園に入れない状況となっている。
- 特別支援を希望している児童が、加配職員が足りず受け入れできていない場合がある。

③ 公立幼稚園の複数年保育の拡充

- ・ 現時点で3歳児保育の実施なし。

④ 公立幼稚園における幼稚園型の一時的預かりの拡充

- ・ [預かり保育事業] 保護者の就労等で午後の保育を必要としている児を対象に、預かり保育を実施している。
- ・ [一時的預かり事業] 週に1回程度午後の保育を必要とする児を対象に実施。
- 教育時間開始前の実施及び夕方の時間延長を希望する声がある。
- 預かり保育については、年度途中の待機が毎年数名いる為、受け入れ人数の見直しを検討する必要がある。

(2) 子どもの居場所づくり

① 放課後子ども総合プランの推進

a 各放課後児童クラブの充実

- ・ 放課後児童クラブと学校との連携（移動面など）
- ・ 放課後児童クラブの巡回指導、指導監督 未実地

b 放課後子ども教室の実施

- ・ 平成 19 年度より北中城小学校、島袋小学校において放課後子ども教室を設置し、多様な体験・活動を安全安心に行うことができるよう運営に努めている。
- ・ 毎週水曜日午後 2 時から 5 時まで、北中城小学校、島袋小学校あわせて 1 日平均 70 人の利用者があり、43 日間実施した。学校の宿題や将棋、かけっこ等それぞれが楽しく自由に過ごせるようコーディネーターを中心にサポートを実施した。
- ・ 放課後友達と楽しく過ごすことができ、一人になる時間が削減することができた。また、家庭学習などサポートを受けながら実施できることから意欲的に宿題などを実施する子どもが増えた。
- 実施する場所が不足しており、更なる充実に向け検討を要する。またそれに伴いボランティアの確保についてもあわせて検討しなければならない。

c 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

- ・ 小学校に放課後児童クラブの設置が行われていないが、放課後子ども教室として、1 日 70 人程度の利用者を 43 日間実施した。
- 島袋小学校において、次年度開設予定の公設民営の放課後児童クラブを運営し、放課後子ども教室との一体的な実施が可能か、今後検討したい。（福祉課）

d 学校における放課後の居場所づくりについて検討

- ・ P T A、学校、地域自治会、村役場、教育委員会を含む委員会を設定し、「わったーわらばーたーわったー学校」をスローガンとして、事業検討を実施した。
- ・ 委員会において、余裕教室などの状況を確認し、各部署と連携を図りながら事業検討を実施し、計画的に事業を実施することができた。
- ・ P T A、学校、地域自治会などが一同に会し、各種状況の共有や、課題解決に向けた検討が実施できた。
- 開催回数を増やすなど意見交換の場を増やすことが必要。

②地域における居場所の確保、充実

- ・ 中央公民館で無料塾を実施（子どもたちが公民館で過ごしている様子も見られる）

③児童館の活動の充実

- ・ 仲順、島袋児童館の村内外の保護者たちが、サークル活動(バドミントン)を通じて児童館のイベント等ボランティア活動を行っている。
- ・ 仲順児童館で地域の有志が行う子どもたちの空手クラブ(週1回)を実施。
- ・ 母親クラブ 週1回（島袋児童館のみ）
- ・ 幼児クラブ 週1回（仲順、島袋）
幼児クラブでは地域の畑で食育・農業体験を行っている。
- ・ 仲順児童館の空手クラブが字のまつりで練習の成果を披露している。
- 施設の修繕。
- 東海岸地区に1箇所児童館の開設。

④中央公民館の活動の充実

- ・ 子どもたちが楽しく過ごせるため、各種イベントを子どもたちと共同で実施し、意見を取り入れながら講座の開催を図った。
- ・ ダンスサークルや子ども三線など子どもたちのサークル活動を実施した。
- ・ 多くの児童が参加し、学校外での活動を安全に実施することができた。
- ダンスサークルなどは利用者が多く、受け入れ人数を制限している。できるだけ受け入れができるよう、施設及び講師の拡充など検討が必要。

点検 2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

・ 村内には私立の認定こども園が 1 園ある。

② 教育・保育の質の確保

a 職員の資質向上のための研修等の実施

・ 保育施設等では、各園では研修を実施している。
・ 家庭保育している親子を招いて、園の行事に招待したりしている。
・ 保育士間の交流は未実施。

b 教育・保育施設等への指導監督

・ 条例等の基準によるチェックを実施している。
・ 実績報告として年 1 回
・ 指導監督は中部圏域で数年に 1 回
・ 指導監督を受けて改善を行っている。質の確保を安定的に行うことができている。

③ 保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

・ 保育・幼稚園修了までに育てたい生きる力の基礎となる「健康」「人間関係」「環境」「言葉・表現」等の各領域を計画的に実施し、成長の様子を進学校へ伝達してきた。
・ 幼稚園から小学校入学期に向けたアプローチカリキュラムと小学校に入学してから行うスタートカリキュラムを計画的に実施することで段差の小さい学びの環境を設定。
・ 子ども理解が図られるよう保育要録・園児指導要録を作成し、小学校へ伝えている。
・ 小学校 1 年生は義務教育のスタートであり、児童が安心して学校生活を送れるようにすることはその後に大きく影響する。接続プログラム(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)を組織的に実施することで「小 1 ギャップ」を少なくするように努めている。
● 接続プログラムを効果的に実施するためには、特に小学校に入学する前や入学後は担任だけではなく、養護教諭、選科担当教諭など様々な関係者の連携が必要となる。綿密な話し合いを必要とするが時間の確保が難しい。

③-2 0～2 歳、3～5 歳の取り組み連携

・ 地域型保育施設からの連携園の確保は出来ている。令和元年には 8 名持ち上がりで移行している。

(2) 人材の確保の推進

① 保育士の確保

a 保育士の確保と処遇改善

- ・ 処遇改善について、補助事業等を活用して実施している。

b 保育士の合同就職説明会、事業所見学会の開催等の検討

- ・ 去年から5町村合同で年に1回、合同説明会を開催。村からは2園参加。就職説明会を受けて入った方はいる。
- ・ 事業所見学会は実施していない。
- ・ 合同説明会に参加したことで、保育士確保につながっている。
- 開催時期の検討。昨年は、県の合同説明会の後日だったため、参加人数が少なかった。（昨年は11月末）

② 幼稚園教諭の確保

- ・ 公立幼稚園の幼稚園教諭の確保を行っている。
- ・ 人事交流により両施設間の距離が近くなり、両園児の交流機会も増え、お互いの教育・保育の向上が図られた
- 現状は、幼稚園教諭の確保は出来ているが、不足した際に補充が可能となるような人材確保

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上

- ・ 中部圏域で資質向上の研修を行っている。
平成29年、平成30年は10回～15回の研修に参加
各事業所から1名ずつ計5名が参加している
- ・ 支援員の確保については現在不足はない。
- ・ 中部圏域の研修を受け、園内研修を実施し全体的な質の向上につながっている
- ・ 初任者研修から中級研修へとステップアップができる
- ・ 研修を受けることで、支援員の継続につながっている。
- 放課後児童クラブによって積極的に研修に参加しないこともある。
- 職員に対しての補助を行いたい。

③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保

- ・ 地域の高校生、大学生にボランティアでお手伝いいただき、事業を実施することができた。
- ・ 児童生徒は地域のお兄さん、お姉さんと触れ合い宿題やいっしょに遊ぶことができ、ボランティアの方々も児童生徒とのふれあいを通して地域に還元することができた。
- ボランティアは慢性的に足りていないことから、更なる呼びかけの方法について検討を要する。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

- ・ 今年2箇所で養成講座をおこなっている。
- ・ 3町村(北中城村、嘉手納町、北谷町)合同で実施。
- ・ 今年は5名が参加している。
- ・ おまかせ会員の人数が少しずつでも確保できる。

点検3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 子育て支援ネットワークの構築

① 子育てネットワークの構築

- ・ 子育て支援庁内ネットワークは実施していないが、会議を持たなくても打ち合わせ等で連携を行っている。

② 子育て支援コーディネイト機能の構築

- ・ 各施設と連携し、お互いに情報共有を行っている。
- ・ 平成26年から年に1回、児童館、支援センター、子育てサロンの合同運動会を実施。
- ・ 保育所に行っていない子どもたちに対して、月に1回子育てサロン(公民館)に支援センターの職員がうかがっている。

③ 地域子育て支援ネットワークづくり

- ・ 設置していない
- 学童間での行事を行っていききたい。

(2) 集い、交流による子育て支援の充実

① 地域子育て支援センターの充実

- ・ 地域子育て支援センターは、現在1箇所設置。
- ・ 相談、情報提供を行っている。
- ・ 心理士による月1回の発達相談の実施。
- ・ それぞれの講師を呼んでヨガ、食育、歯磨き指導などを2ヶ月に1回実施。
- ・ 参加者は20~30名程度。
- 専門員の配置

② 児童館の子育て機能の充実

a 「母親クラブ」や「幼児クラブ」などの活動支援・参加促進

- ・ 月1回の児童館日より、ホームページで活動様子や活動予定を行っている。
- ・ 仲順児童館で実施している幼児クラブは参加者が増えている。

③ 村立図書館(あやかりの杜)の子育て支援に係る活動の推進

- ・ あやかりの社施設を活用した施設外体験を実施した。
- ・ 充実した図書と安心安全な施設内キャンプ施設において、楽しく体験ができた。
- 専用とはできないことから、あやかりの社施設内における活動について安全におこなえるよう、点検が必要。

(3) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

- ・ 情報共有は行っている。

①-2 利用者支援事業の実施

- ・ 未実施ではあるが、保育所入園等の相談を行っている。

② 情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

- ・ 子育てに関する情報の提供をホームページ、広報誌、冊子を関係機関の窓口に置いている。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

- ・ 受付期間など開始について保育園、幼稚園、支援センターに周知
- ・ 講演会などのイベントは学校、民生員にも周知を行っている。
- ・ 参加者同士の情報共有ができています
- ・ 「児童関係機関との連携懇談会」を行い、民生員・児童委員、保育園、幼稚園、子育て支援センター、小中学校、県スクールソーシャルワーカー、児童館、社会福祉協議会の関係者で情報交換・意見交換会を行い連携の強化充実に努めている。
- ・ 年間3回の話し合いを持ち、連携の重要性や在り方などを確認することができ、各機関の状況や取り組みを知ることにつながっている。
- ・ 県外から専門家を招聘し、北中城村の今後の取り組みについてアドバイスを受けた。
- 地域への周知が十分とは言えず、民生員・児童員の活用があまりされていない地区がある。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

- ・ 親子手帳交付時に担当地区の保健師が対応することで、妊娠時からの関わりが出来、気になる家庭の把握に繋がっている。また、産後も訪問等の関わりが行いやすい。
- ・ 親子手帳交付時に栄養指導を行なうことで、妊娠初期から栄養に関する知識を提供することが出来る。
- 親子手帳交付時が妊娠初期の方がほとんどの為、悪阻が辛い方も多く、保健師の保健指導も手短で、栄養指導まで行えない方もいる。

(4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

① 安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 親子手帳交付時の指導

- ・ 妊娠の届出をした者に対して、親子健康手帳を交付。
- ・ またアンケートを実施し保健師・栄養士による全数面接により妊娠・出産・育児に関する相談及び情報の提供を行っている。
- ・ またハイリスク妊婦の状況を把握し、関係機関と連携を図り必要な支援を行っている。
- ・ 県統一のアンケート用紙を活用し、家族構成、体調面、生活面、経済面などから対象の状況を把握し、気になる家庭や妊婦に対しては妊娠時から保健師が関わり支援を行っている。また、必要時は福祉課へ案内、情報提供を行い、連携している。
- 親子手帳交付時に把握ができていますが、その後電話や訪問等でアプローチしても対応してもらえず、産後まで支援が行えない対象がいる。

①-2 妊婦健康診査の推進

- ・ 親子手帳交付時に 14 回の公費妊婦健康診査の受診券を交付し、適切な時期に受診するよう勧奨しています。（以下母子手帳交付状況と同様の保健指導を実施）
- ・ 親子手帳交付時に受診券の説明を行っている為、ほぼ受診に繋げることが出来ており、適切な時期に受診できていると思う。
- ・ 定期受診を行うことで妊娠糖尿病、妊娠高血圧など妊娠時に起こりやすい体調の変化の早期発見に繋がり、適した治療に繋げることが出来ている。
- 親子手帳を交付した妊婦の中には海軍病院(基地内)での出産を希望し、海軍病院での健診のみで終了する者がいる。

①-3 妊婦訪問指導の推進

- ・ 母子手帳交付時のアンケートや妊婦健康診査の結果等からハイリスク妊婦を把握し支援が必要な妊婦に対しては訪問することで、安心して出産を迎えられるよう保健指導と支援を行っています。
- ・ 親子健康手帳交付時に関わることで、早期に支援することが出来る。対象との関係性が築きやすく、産後の支援にもつなげやすい。
- 親子手帳交付時に把握ができていたが、その後電話や訪問等でアプローチしても対応してもらえず、産後まで支援が行えない対象がいる。

①-4 新生児訪問指導の推進

- ・ 出産後全産婦に対して助産師による訪問指導を案内している。
- ・ 年々希望件数が増えている。助産師が訪問し、個別相談することで対象の満足度も高く、その後保健師の訪問も受け入れが良い。助産師が地区保健師に訪問内容を記録で申し送りすることで、地区保健師は対象の状況を把握しやすく、気になる対象に関しては支援に繋げやすい。
- 里帰り中や夫の家族と同居中の為、家族に気を使うとの理由で利用しない方もいる。

①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

- ・ 子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、母親への相談助言や情報の提供及び支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。
- ・ 頻回に訪問しても会えない家庭については、保健師による訪問や乳幼児健康診査及び他の課と連携して、家庭や子育ての状況把握を行います。
- ・ 地区に住んでいる母子保健推進員を中心に訪問を実施している為、家庭状況も把握しやすい。地域の母子保健推進員と顔つなぎが出来、困ったときの相談先の一つとなっている。訪問時に保護者の困り感や相談がある場合は、早期に保健師と連携し、対応することが出来る。
- 訪問先への連絡がつかないことがある。訪問すると居留守をつかわれることもある。母子保健推進の知識不足で対象の求める対応が出来ないことがある。

①-6 養育支援訪問事業の推進

- ・ 乳幼児健診等により把握された養育困難家庭等に対する訪問により、養育支援や家事支援等を行っている。
- ・ 必要に応じて福祉課につないでいる。

①-7 マタニティ教室の推進

- ・平成 25 年度～平成 29 年度までは、受講者が少ないこと、医療機関がマタニティ講座を実施していることから、教室を廃止し個別支援に変更してきた。平成 29 年度に妊婦から村内の妊婦と交流を図りたいと要望があったため、平成 30 年度より再開。妊娠期における母体の健康管理や栄養指導、妊婦間の交流を目的に実施。
- ・少人数の為、参加者同士が交流しやすく、助産師、保健師、栄養士の専門職に気軽に相談できる場となっている。専門職に直接相談できるため、正しい知識を得ることが出来、妊娠期の安心にも繋がっている。参加者はその後、助産師訪問、離乳食実習、子育て支援センターなどサービスや施設利用に積極的。参加者からは満足度が高く、「産後もこのような集まりがあれば参加したい」という意見もあった。
- 今まで 1 回あたりの参加人数が 5 人以下であり、1 人も参加者がいない回もあった。

①-8 離乳食実習の推進

- ・乳幼児の発育状況に応じた適切な離乳食をすすめるために、生後 3～6 ヶ月の乳児の保護者を対象に離乳食実習を開催し、与える食品の種類や調理形態を学んでもらうとともに、必要な助言・指導を行っている。
- ・乳児期からの食に対する保護者の意識の向上。栄養士が講話し、実際に調理することで正しい知識の獲得や離乳食の形状や量などを確認することが出来、不安の解消につながっている。参加児の月齢が近いため、保護者同士の交流の場となっている。
- 母子推進員が託児を行っている為、参加人数が多い場合は母子保健推進員の確保が必要になる。
- 今年度、保護者のニーズや教室の内容を再確認するため、調理している離乳食の内容や資料の見直しを行った。

①-9 母子保健推進員の活動推進

- ・ここ数年、母子保健推進員同士の交流が盛んになり、健診や事業の当番の交代もスムーズに行なえている。母子保健推進員同士の関わりが出来たことで不安や疑問を共有でき、不安の解消につながっている。子育てを経験した立場として意見を言ってくれたり、地域のニーズを役場の担当に伝えてくれている。地域の子育て世代と役場のパイプ役になっている。母子保健推進員自体も活動に積極的になっており、やりがいを感じている様子。
- 母子保健推進員の欠員が生じた場合の確保が難しい。正しい知識の提供。
- 母子保健推進のみの考えで行動しないように、保健師と連携し行動していく必要がある。

①-10 子ども医療費助成事業の推進

- ・0 歳から 15 歳までの通院・入院の医療費の自己負担分を無料とした。未就学児は現物給付とし、小学生以上は償還払い。医療費負担の軽減につながった。

②子どもの健康支援

②-1 乳幼児健康診査の推進

- ・ 乳幼児健診の受診を促すことで、疾病の早期発見、早期治療に繋がっている。支援の必要な家庭の発見に繋がりやすい。担当保健師と母子保健推進員と顔を合わせる機会となり、支援に繋がりやすい。年々、受診率も向上している。
- 受診勧奨を行っても未受診のものがある。認可保育園に入所しているからという理由で健診に来ない者がいる。健診の待ち時間が長いという保護者がいる。

②-2 歯科検診の推進

- ・ 歯科健診を行うことで幼児期の虫歯予防に繋げ、正しい歯科知識を提供することが出来ている。歯科検診を行うことで、保護者の歯に対する意識を高めることが出来、食に対する興味にもつながっている。3歳まで虫歯のない割合が多い。
- 他の健診に比べ、受診率が悪い。

②-3 予防接種の推進

- ・ 乳幼児、学童期等の感染症を予防するため、予防定期予防接種の無料化や個別通知、ハガキ等による未接種者への勧奨。
- ・ 各種母子保健事業や広報媒体を通じた接種勧奨及び保育所(園)、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。
- ・ H30は、麻しんの発生に伴い、0歳児を対象とした任意麻しん予防接種を実施。
- ・ 水ぼうそう任意予防接種の1回無料化。
- ・ MRについては、国が95%を目標としている
- 予防接種を拒否する保護者への対応や把握は課題である。

③食育の推進

③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進

- ・ 公立幼稚園では、子どもたちに野菜を好きになってもらう取り組みとして、夏は葉野菜を育てサラダを作り、冬はジャガイモ、人参を育てカレーパーティーを行っている。
- ・ 給食センターで作る様子を見てもらい、自分たちの健康や体づくりにたくさんの人が関わっていることを学習した。
- ・ 入学前には、給食試食会を行い、給食に興味関心をもたせている。
- ・ 日常では、弁当の日に偏食がないよう指導したり、絵本を通して食の大切さを学習している。
- ・ 徐々に食の大切さを理解し、好き嫌いなく食べれる子が増えてきた。
- ・ みんなで食事をとることの楽しさや喜びが、食事をするこゝのよさや食の興味関心へ繋がっている。
- 園での取り組みを更に充実させ、学んだことを保護者へ伝え、家庭でも学びをつなげられるよう保護者への理解と協力を求めたい。
- 給食に関しては預かり保育のみ実施なので、学ぶ機会が少ない幼児がいる。

③-2 小学校における食育の推進

- ・ 各教科の学習内容と食に関する指導の内容の関連を図った学習を通して望ましい食習慣を考えさせるように努めている。
- ・ 毎日の給食を通して、衛生的に給食の準備や片づけができ、健康に過ごすことを意識した食事をとるよう指導している。
- ・ 栄養士との授業や家庭科・保健の授業を通して、食事が体に及ぼす影響や食品のバランスよく組み合わせる食べることの大切さを指導している。
- ・ 栄養士との授業を通して、食に関する知識理解を深めることができた。
- 偏食指導、肥満指導などの個別指導は十分とは言えない。

③-3 食育連携体制の構築

- ・ 学校共同調理場、村農林水産課、農家・養殖場、健康保健課(SAT)と連携した体験的学習を通して、食育を計画的・効果的に推進している。
- ・ 各学校では、多様な学習内容を取り入れた質の高い食育を実施している。
- 子どもたちが食に関する学習の課題を探究する際、体験したことを生かせるよう自分の考えを深めたり、学んだことを家庭で調べる、振り返る、実践ができるよう具体的な手立てを講じる必要がある。また実施には家庭の協力が不可欠である。

点検 4. 要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

a 要保護児童対策地域協議会

- ・ 関係機関等と連携し、情報の共有・交換を行った。
- ・ 要対協主催での講演会、CAPワークショップを開催し、児童虐待防止への理解を深めた。
- ・ 各関係機関と連携することで適切な対応が出来た。

b 児童家庭相談員等の人員体制の強化、地域への虐待防止の広報啓発

- ・ 児童家庭相談員を3名体制とし、必要に応じて委託相談員を配置して体制を強化した。
- ・ 泣き声通報など住民からの情報提供により、子育てについて相談に早期に対応出来た。

② 要保護児童発見機能の向上

a 保護者の不安や悩みに対する相談と助言・指導等

- ・ 子育てに不安や悩みのある保護者への相談を行っている。
- ・ 早期に相談体制を構築することにより虐待等を未然に防ぐことにつながっている。

b 虐待等要保護児童にかかわる情報収集の充実

- ・ 関係機関と連携して、要保護児童、その恐れのある児童について情報収集を行った。
- ・ 情報収集の充実を図ることで早期の対応が出来る。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

- ・ ひとり親家庭の負担軽減として、母子・父子家庭医療費助成を実施している。
- ・ 実績は、平成29年度249世帯、平成30年度253世帯となっている。

② 児童扶養手当の支給

- ・ ひとり親家庭の負担軽減として、手当の支給を実施している。
- ・ 聞き取りや家庭訪問など民生委員と連携して適切な支給を行った。
- ・ ひとり親家庭の負担軽減。

③保育所優先入所推進

- ・ 入所判定時に加点をすることで優先的に入所。所得区分の階層に応じて施設利用料の軽減を行った。

④ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進

- ・ ひとり親家庭の負担軽減のために、ファミリーサポートセンター利用の際の利用料金の補助を行っている。

⑤要保護児童生徒・準要保護児童生徒支援金補助金の支給

- ・ 経済的理由により学用品費、給食費および修学旅行費などの支払いがお困りの世帯に対し、費用の一部を援助する。
- 就学援助制度の周知状況について、全ての保護者が制度の存在を把握しているわけではないため、更なる周知を図る必要がある。

⑥幼稚園就園奨励費補助金交付

- ・ 私立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者の市町村民税課税状況等により算定した補助金を施設へ交付。入園料・保育料の減免をすることで、保護者の経済的負担軽減を図っている。
- ・ 利用する保護者の経済的負担軽減につながった。
- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)が令和元年10月1日に施行。幼児教育・保育の無償化が実施され、本事業は令和元年9月末で終了した。
- 新制度移行後、補助対象範囲が広がる等、保護者に対する補助内容がより充実した。しかし、制度の内容や手続き方法が複雑である為、保護者に対する制度の周知徹底や私立幼稚園との事務連携の強化が課題である。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①健診による障がいの早期発見の推進

- ・ 乳幼児健診にて疾病の早期発見、早期治療に繋げるように進めている。発育発達が気になる児については小児科医からの指示でフォローを受けるように案内してもらい、地区保健師と顔つなぎが出来る。健診をきっかけに適した福祉サービスに繋げることが出来る。
- 健診後に電話も訪問も拒否し、現状確認が困難な方がいる。保護者の理解力に差があるため、対象に合った関わりが必要。

②健診後親子教室(事後教室)の推進

- ・ 参加親子同士が交流し、参加家庭の親子の関わりを見る機会になっている。きょうだい児に発達のフォローを受けたり、福祉サービスを利用している児が場合、参加親子の情報収集の場となっている。教室に参加することで、保護者が児の様子を見る機会となり、児の状況に受容できる。
- 年々参加児が増えている。中には卒業後の支援がないため、基準回数を超えても利用している児がいる。

③親子通園型の相談支援事業の推進

- ・ 事後教室を利用した児の場合はサービスに繋がりやすい。
- サービスを紹介しても、手続きに時間がかかり、利用が遅れることがある。

④保育施設における特別支援保育の充実

- ・ 保育施設において、加配保育士の配置や臨床心理士による巡回指導を実施している。
- ・ 支援が必要な子に対して加配保育士を配置した。
- ・ 2ヶ月に1回、各施設で巡回指導、発達相談を行った。
- ・ 保護者の相談に丁寧に対応出来た。

⑤地域子育て支援センターの障がい児相談支援の実施

a 地域子育て支援センターでの障がい児等の相談対応

- ・ 1ヶ月に1回、発達相談を行った。
- ・ 保護者の相談に丁寧に対応出来た。

⑥療育の連続性の充実

- ・ 情報交換を行い連携して対応した。
- ・ 関係機関へ引き継ぎを行うことで、保護者も安心して幼稚園に相談することが出来る。幼稚園側も必要な支援を事前に把握することが出来、児に合った対応が出来ている。入園前に引き継いだ児の幼稚園見学を実施することで、児も環境変化を受け入れる準備の機会となっている。
- 保護者によっては引き継ぎを希望しないことがある。引き継ぎを希望しない場合、児の状況を詳細に引き継ぐことが困難。

⑦特別支援教育の充実

a 特別支援教育支援員の各学校への派遣等

- ・ 障がい児の基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援、発達障がいの児童生徒に対する学習支援などを行っている。
- ・ 家庭科・図工・体育の技能教科での安全面の確保、運動会、学習発表会、修学旅行等の学校行事における支援も行った。
- ・ 周囲の幼児児童生徒への障がいの理解促進を行っている。
- ・ 特別教育支援員を配置したことで、配慮を要する幼児児童生徒の安全が確保された。
- ・ 学習・生活規律を守ることができるようになり、クラス全体の落ち着きにもつながっている。
- 対象の子どもが年々増えているため、学校からは支援員を増やしてほしいという要望がある。
- たくさん子どもと学級に関わるため、担任との話し合いの時間調整が難しい。

b 特別支援学級担当教員の研修等による資質向上、特別支援学校等との連携

- ・ 特別支援学級の担任は児童生徒の確かな成長を追求する専門性が求められるため、研修を行い、子ども理解と実践的指導力の向上を図っている。
村特別支援教育担当教諭の研修を4月7月10月に実施
特別支援コーディネーターの研修会を5月6月7月に実施
特別支援学校の協力を得て特別支援学級担任を含めた支援員の研修を実施
- ・ 学校経営計画の中に特別支援教育をしっかり位置づけ、全校サポート体制のもと特別支援教育を推進している。
- ・ 調和的発達を図る指導を続けることで、周りの子どもたちとの関係がよくなっている。
- ・ 学習の規律や生活の規律が守れる子どもが増え、注意力・集中力が高まり、言語の発達や表現力の向上がみられる。
- さらに特別支援教育への理解を深め、対象の子どもたちの理解を深めながら、教育課程の充実を図りたい。
- 更に通常学級の交流を行い、インクルーシブ教育の充実を図りたい。

c 特別支援教育コーディネーター

- ・ 特別支援コーディネーターは、専門性が求められ、そのための研修、子ども理解と実践的指導力の向上、さらには各校の特別支援教育を推進する役割がある。
- ・ 村では以下の研修を実施している。
- ・ 県特別支援コーディネーター研修と三町村ブロック研修会を活用し、教職員の資質向上を図る。(年2回)
- ・ 村内ではコーディネーター研修を年3回実施。
- ・ 専門的な知識が得られるよう県立教育総合センターの研修参加。
- コーディネーターは学校の窓口ではあるが、授業時間は保護者からの相談や関係機関との連絡調整がスムーズにいかない場合がある。

d 特別な支援を必要とする児童生徒への、一人ひとりの特性に合わせた指導・支援

- ・ 村特別支援コーディネーター研修会、特別支援教育担当者会、特別教育支援員研修会の実施(計9回)
- ・ 校内の定期的な情報交換会、ケース会議、職員会議の実施。
- ・ その他、県や中頭教育事務所、県立総合教育センター主催の研修会を活用している。
- ・ 村内の公開授業では、子どもの自立をめざした授業づくりを実践を通して学ぶことができる。
- 対象の児童生徒が増えているので、障がいのある児童生徒本人と学級担任を組織として支えるために必要な校内支援組織の構築を今まで以上に強化したい。

e 障がい及び特別な支援を必要とする子への理解・認識

- ・ 健常児の障がいについての理解や認識を深めるため、給食、係活動、清掃活動等を交流学級や他の特別支援学級と共に活動した。
- ・ 特定の教科(技能教科が多い。総合・特別活動も含む)を交流学級と共に学習した。
- ・ 特別支援学級の子どもたちが持っている個性や能力が交流学級でも生かされる場面を作ることができた。
- 交流に消極的な子どもや集団では自分を出せない子がいる。(主体的な取り組み)
- 相手のことが理解できず、小さなトラブルを起こすことがあった。

⑧教育支援の推進

a 幼児児童生徒の就学相談、教育支援・教育相談

- ・各学校で特別支援コーディネーター、子どもと親の教育相談支援員、特別支援員、生徒指導支援員等担任以外の関りや相談ができる職員を配置している。
- ・教育支援委員会で話し合いを重ね、その子に合った学びの場を薦めている。
- ・保護者へ説明する際は役割を決め、時間をかけ丁寧に行い、保護者の特別支援教育や特別支援学級、特別支援学校への理解を深めるように努めている。
- 教育支援委員会の審議対象の子どもが増え、心理士や保護者との日程調整をする係に負担が大きくなっている。
- 子どもの発達障がいを受け入れるのに時間を要する保護者も多く、検査や支援学級への所属、特別支援員の日常の支援が遅れる場合もあった。

b 北中城村教育支援委員会

- ・教育支援委員会の開催
- 保護者・対象児の気持ちに寄り添い、教育相談を丁寧に行うことを心がけた。保護者・対象児については様々な不安を抱えつつも事業の実施に協力をしていただき、その結果、概ね、合意形成のとれた教育支援体制を決定することができた。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

○子ども・子育て支援事業計画は、子どもの利益が最大限尊重されることや、子どもを産み育てやすい環境整備を目指すことを視点として、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

子どもが家庭や地域から愛され、健やかに育つむら 北中城

- 安心して子どもを産み育てることができるむらづくり
- 子ども達が、心豊かで健やかに育つむらづくり
- 親も地域も子育てに伴う喜びが実感できるむらづくり

2. 計画の基本目標

＝基本目標＝

目標1：ニーズに対応した受け入れ体制の整備

目標2：教育・保育等の質の確保と向上

目標3：安心して子どもを産み育てるための支援充実

目標4：要保護児童への支援充実

3. 支援対策の体系

目標1：ニーズに対応した受け入れ体制の整備

- (1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ① 保育施設の受け入れ体制の拡充
 - ② 公立幼稚園の複数年保育の拡充
 - ③ 公立幼稚園における幼稚園型の一時的預かりの拡充
- (2) 子どもの居場所づくり
 - ① 新・放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 放課後児童クラブの充実
 - ①-2 放課後子ども教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型での実施検討
 - ② 地域における居場所の確保、充実
 - ③ 児童館の活動の充実
 - ④ 中央公民館の活動の充実

目標2：教育・保育等の質の確保と向上

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 教育・保育の質の確保
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
 - ④ 幼児教育アドバイザーの配置
 - ⑤ 帰国・外国人幼児への支援・配慮
- (2) 人材の確保の推進
 - ① 保育士の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上
 - ③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標3：安心して子どもを産み育てるための支援充実

- (1) 子育て支援ネットワークの構築
 - ① 地域子育て支援ネットワークづくり
- (2) 集い、交流による子育て支援の充実
 - ① 地域子育て支援センターの充実
 - ② 児童館の子育て機能の充実
 - ③ あやかりの杜(村立図書館)を活用した活動の推進
- (3) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ①-1 関係機関等による各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業の実施
 - ② 情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供
- (4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進
 - ① 安全な妊娠、出産、育児への支援
 - ①-1 母子健康包括支援センターの整備
 - ①-2 親子手帳交付時の指導
 - ①-3 妊婦健康診査の推進
 - ①-4 妊婦訪問指導の推進
 - ①-5 新生児訪問指導の推進
 - ①-6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
 - ①-7 養育支援訪問事業の推進
 - ①-8 マタニティ教室の推進
 - ①-9 離乳食実習の推進
 - ①-10 母子保健推進員の活動推進
 - ①-11 子ども医療費助成事業の推進
 - ② 子どもの健康支援
 - ②-1 乳幼児健康診査の推進
 - ②-2 歯科検診の推進
 - ②-3 予防接種の推進
 - ③ 食育の推進
 - ③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進
 - ③-2 小学校における食育の推進
 - ③-3 食育連携体制の充実

目標 4：要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実
- ② 虐待の早期発見の向上
- ③ 子ども家庭総合拠点の設置

(2) ひとり親家庭の支援の充実

- ① 母子・父子家庭医療費助成
- ② 児童扶養手当の支給
- ③ 保育所優先入所推進
- ④ ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ① 健診による障がいの早期発見の推進
- ② 健診後親子教室(事後教室)の推進
- ③ 障がい児通所支援のサービス利用の促進
- ④ 保育施設における特別支援保育の充実
- ⑤ 地域子育て支援センターの発達相談支援の実施
- ⑥ 療育の連続性の充実
- ⑦ 特別支援教育の充実
- ⑧ 教育支援の推進
- ⑨ 発達支援の拠点整備
- ⑩ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(4) 子どもの貧困対策の充実

- ① 生活困窮世帯の子の居場所づくり
- ② 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり
- ③ 就学援助制度の周知・普及

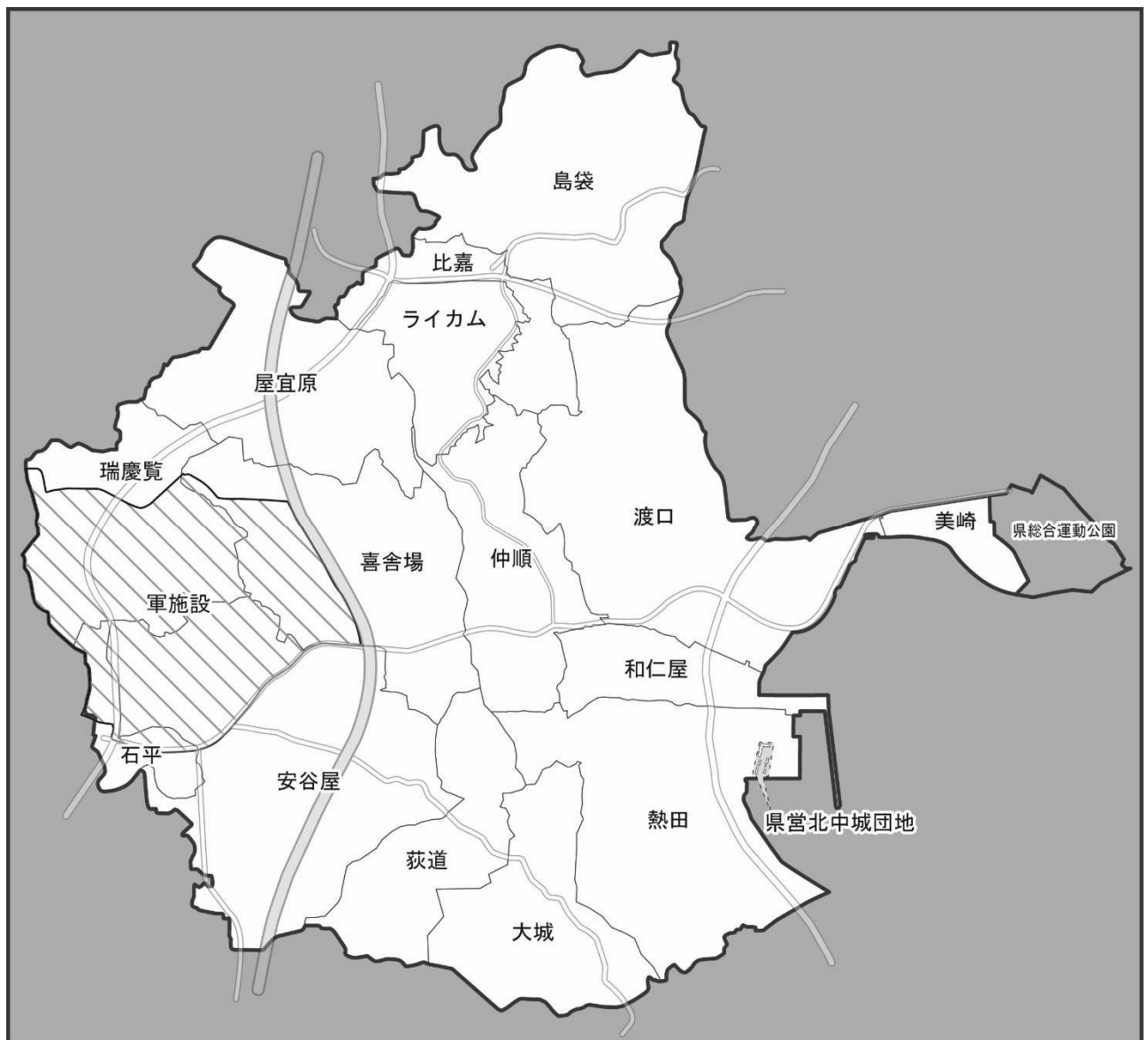
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、村内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を示す単位であり、国の基本指針で設定が示されているものです。小学校区や中学校区、地形、生活圈域などを基本に考えることとされています。

(2) 村の教育・保育提供区域

○村では、村でひとつの中学校区となっており、また子ども人口も多くはないため、村全体を1区域の教育・保育提供区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業は小学校単位で整備されることが望ましいため、区域設定は村で1つとしますが、実際の整備については小学校区単位の2区域で検討することとします。



第5章 事業計画

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 北中城村全体

◇◇◇ 教育・保育事業の確保方策 ◇◇◇

- 村の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきながら対応する確保方策の設定を行いました。
- 村全体を単位とする量の見込みを算出し、これに対応する整備を基本として確保量を見込みながら、待機児童が解消されるように受け皿の確保を図ります。
- 公立幼稚園については、子育て家庭の「幼児教育とともに保育機能が求められている」こと及び3～5歳児の教育・保育の提供体制の整備を念頭に、預かり保育の受け入れ拡充を図ります。
- 保育ニーズについては、既存の認可保育園の分園や増改築等による受け皿の拡充を基本としながら、状況に応じた確保方策で対応します。

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	121	123	125	128	125
②確保方策	163	161	160	157	160
公立幼稚園	114	112	111	108	111
私立幼稚園	16	16	16	16	16
認定こども園（私立）	33	33	33	33	33
②－①	42	38	35	29	35

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	425	436	446	458	464
2号教育	96	98	99	102	99
2号保育	329	338	347	356	365
②確保方策	425	460	461	464	464
公立保育所	54	54	54	54	54
私立保育園	143	176	176	176	179
公立幼稚園	96	98	99	102	99
認定こども園（私立）	132	132	132	132	132
②－①	0	24	15	6	0

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	82	82	83	83	84
②確保方策	82	82	84	84	84
公立保育所	8	8	8	8	8
私立保育園	41	41	43	43	43
認定こども園（私立）	20	20	20	20	20
小規模保育	6	6	6	6	6
事業所内保育	2	2	2	2	2
企業主導型保育事業	5	5	5	5	5
②－①	0	0	1	1	0

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	255	262	269	276	283
②確保方策	257	263	269	278	284
公立保育所	36	36	36	36	36
私立保育園	117	123	129	138	144
認定こども園（私立）	78	78	78	78	78
小規模保育	12	12	12	12	12
事業所内保育	4	4	4	4	4
企業主導型保育事業	10	10	10	10	10
②－①	2	1	0	2	1

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

時間外保育事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(実人数)		360	357	361	367	363
確保策	実人数	360	357	361	367	363
	施設数	全園	全園	全園	全園	全園

単位：人、か所

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	低学年	162	172	172	173	177
	高学年	48	50	54	54	57
	計	210	222	226	227	234
確保策	人数	210	222	226	227	234
	施設数	6	6	6	6	6

単位：人、か所

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		0	0	0	0	0
確保策	延べ人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

単位：人日、か所

(4) 子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援拠点事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		7,069	6,859	6,909	6,933	6,983
確保策	延べ人数	7,069	6,859	6,909	6,933	6,983
	施設数	1	1	1	1	1

単位：人日（年間延べ利用日数）、か所

(5) 一時預かり（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり（幼稚園における2号認定教育ニーズの定期的な利用）

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		26,934	26,953	27,254	28,070	27,254
確保策	延べ人数	26,934	26,953	27,254	28,070	27,254
	施設数	2	2	2	2	2

単位：人日、か所

(6) 一時預かり（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり（保育所等における一時預かり）

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		893	893	893	893	893
確保策	一時預かり	延べ人数	893	893	836	893
		施設数	1	1	1	1
	ファミサポ	56	27	40	57	53

単位：人日（年間延べ利用日数）、か所

(7) 病児・病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病児・病後児保育

			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み			91	92	93	94	94
確保策	病児保育事業	延べ人数	—	—	71	72	71
		施設数	—	—	1	1	1
	ファミサポ		91	92	22	22	23

単位：人日（年間延べ利用日数）、か所

(8) ファミリーサポートセンター（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリーサポートセンター（就学児）

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		990	990	990	990	990
確保策		990	990	990	990	990

単位：人日

(9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		0	0	1	1	1
確保策	特定型	0	0	1	1	1
	母子保健型	0	0	1	1	1

単位：か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	164	164	164	164	164
事業実施予定	164	164	164	164	164

単位：人

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	20	20	20	20	20
事業実施予定	20	20	20	20	20

単位：人

(12) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。(妊娠届出により、母子健康手帳とあわせて妊婦健診受診票を交付し、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健診が受けられる)

妊婦健診

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	2,436	2,436	2,450	2,464	2,492
確保策	2,436	2,436	2,450	2,464	2,492

単位：人回

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事時の提供(副食費に限る)にかかる実費徴収費を助成する事業です。

実費徴収に伴う補足給付事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

単位：人

(14) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

多様な主体の参入促進事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	0	0	0	0	0
確保策	0	0	0	0	0

単位：か所

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

単位：か所

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 保育施設の受け入れ体制の拡充

待機児童の解消を目指し、潜在的ニーズを踏まえたうえでの保育施設の受け入れ体制拡充を図ります。

また、0歳児や1歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0、1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備を図ります。

② 公立幼稚園の複数年保育の拡充

公立幼稚園では、現在4歳児からの受け入れを行っていますが、3歳児も含めた複数年保育の実施検討を行います。

③ 公立幼稚園における幼稚園型の一時預かりの拡充

公立幼稚園においては、現在実施している保護者の就労等で午後の保育を必要としている子どもを対象とした預かり保育について、受け入れ体制の拡充を図ります。また、専業主婦家庭等についての週に1回程度の一時預かりも引き続き実施します。

預かりの時間帯については、夕方の延長希望もあるため、保育実施時間の見直しを検討します。

(2) 子どもの居場所づくり

① 新・放課後子ども総合プランの推進

①-1 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについては、今後も放課後に子どもが安心・安全に過ごし、健やかな育成につながるよう、それぞれの特色を活かした活動を推進するとともに、放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童クラブの研修を実施するほか、開所時間延長に係る負担の補助を図ります。

また、放課後児童クラブの学校敷地内への整備に努めます。

①-2 放課後子ども教室の充実

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、コーディネーターを中心としたサポート、地域人材の確保、実施場所の確保等を行いながら、放課後子ども教室のさらなる充実に努めます。

①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型での実施検討

国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施または各学校の余裕教室を活用した一体型の実施に努めます。一体型または連携型については、実施に向けた研究・準備を行い、令和6年度までに1校で実施することを目標とします。

また、実施に当たっては、既存の運営委員会を活用しながら、余裕教室の活用状況や活用計画、共通プログラムの検討、一体的実施といったすべての過程で、教育委員会と福祉課および放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。

②地域における居場所の確保、充実

公民館等の地域資源を活用し、小学生の放課後の居場所づくり、遊び場の確保を検討します。

③児童館の活動の充実

今後も、子どもにとって魅力的な遊びを主体とした活動を推進します。また、母親クラブや幼児クラブの実施や地域に開かれた児童館を目指すとともに、ボランティア等の協力を得て、館外活動を含めた多様な活動の充実を図ります。

④中央公民館の活動の充実

子ども達の放課後や週末の活動の場づくりの一環として、子ども達の意見も取り入れつつ今後も多様な講座の開催を図るとともに、子どものサークル活動の育成支援を行います。

基本目標 2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

認定こども園は1号認定から3号認定までのすべての子どもの教育・保育に対応できる施設であり、子育て家庭の広いニーズに対応することができます。令和元年度現在は村内に1か所あり、1号認定から3号認定まですべての子どもを受け入れています。両親の働き方の違い(共働き世帯、専業主婦世帯等といった違い)に左右されず、利用しやすい教育・保育施設である認定こども園について、設置普及に努めます。認定こども園の普及・整備にあたっては、現在の待機児童の状況を考慮し、2号認定での受け入れ枠減とならないように配慮しながら進めます。

② 教育・保育の質の確保

幼児期の教育・保育を受ける子どもの健やかな育ちを支援するために、職員の資質を高めるための研修の充実、専門家や専門機関と連携した教育・保育や子育て支援、子どもの豊かな人間性を育成していくために地域との一層の連携・交流を進めます。

教育・保育の質を確保し低下を防ぐため、村が定めた条例等の基準によるチェック、指導監督などを定期的実施してまいります。

③ 保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、接続プログラム(アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム)の計画的実施、保育要録・指導要録等の確実な引継ぎと情報共有等を進めます。

③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設については、地域型保育を実施する事業者が確保することとされていますが、村も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の幼稚園、保育所、認定こども園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

④ 幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、村内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを活用し、教育・保育の資質向上に向けて努めます。

⑤帰国・外国人幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、教育・保育施設等においても運営等に当たり円滑な受け入れに資するような配慮を促します。

(2)人材の確保の推進

①保育士の確保

県及び関係機関と連携し、保育事業職員の確保を進めるとともに、国及び県の施策等を活用し、処遇改善を図ります。

村内の地域型保育事業及び認可保育所等からの要望に応じて、合同の就職説明会等を実施し、保育事業職員の確保を進めます。

②幼稚園教諭の確保

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、公立保育所との人事交流を進めるほか、県及び関係機関と連携し幼稚園教諭の確保に努めます。

③放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上

県及び関係機関と連携し、放課後児童支援員の資質向上を図る研修を実施するとともに、支援員の確保を支援します。

③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保

地域の参画を得て様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの養成講座を開催するとともに、サポーターの役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行いたい人(おまかせ会員)の確保に努めます。

基本目標3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 子育て支援ネットワークの構築

① 地域子育て支援ネットワークづくり

安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するために、子育て支援にかかわる地域の関係団体、放課後児童クラブ、NPO等の地域資源を有機的につなぎ、子どもの健やかな成長に資する取り組みの一層の充実が図れるよう「地域子育て支援ネットワーク連絡会(仮称)」の設置を検討します。

連絡会では、参加者間の交流や情報交換を行うほか、それぞれの特性を活かした連携・協力体制を構築し、地域が一体となった効率的・効果的な子育て支援の展開を図ります。

(2) 集い、交流による子育て支援の充実

① 地域子育て支援センターの充実

地域子育て支援センターの充実により、乳幼児とその保護者が集い交流を行ったり、専門員による子育てについての相談・助言、情報の提供等必要な援助が受けられる体制の充実を図ります。

② 児童館の子育て機能の充実

子育て中の親子が気軽に訪れ、交流や軽スポーツその他の活動を通して、心身のリフレッシュが図れるよう、今後も「母親クラブ」や「幼児クラブ」などの活動支援を行うとともに、広報を強化し、活動への参加促進を図ります。

また、子育てに関する講話や相談に対応できるよう、他の関係課との連携や、地域人材の活用を図ります。

③ あやかりの杜(村立図書館)を活用した活動の推進

あやかりの杜を活用した体験活動などを推進します。

(3) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

行政や幼稚園、保育所、認定こども園、学校など、関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-2 利用者支援事業の実施

教育・保育施設等の利用や子育て支援に係る相談などを受ける利用者支援事業の実施を検討します。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

村の広報誌やホームページ及び各種関連チラシなどを通じて、子育て家庭のニーズに即した必要な情報の収集・提供に努めます。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように努めます。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、親子健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

(4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

①安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子健康包括支援センターの整備

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する包括的な拠点である「母子健康包括支援センター」を整備し、産前・産後を通じて妊産婦への必要な支援やその後の母子への支援が途切れることなくつなぐ連携体制を構築します。

①-2 親子手帳交付時の指導

親子手帳交付時には、今後も保健師による全数面接を実施し、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行います。また、アンケートを活用して、飲酒・喫煙等の生活習慣や家庭基盤、若年である等のハイリスク妊婦の状況を把握し、必要な助言・指導及び情報の提供を行うとともに、訪問指導など、継続的なフォローを行います。

その他、妊娠がわかっただけ早期に妊娠届出を行うよう広報強化を図ります。

①-3 妊婦健康診査の推進

親子手帳交付時等において妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、妊婦健診受診票のチェックや産婦人科医療機関と連携し、妊婦の妊娠経過に沿ったタイムリーな健康指導を行います。

公費負担による14回の妊婦健診の補助について周知に努め、受診率の向上を図ります。

①-4 妊婦訪問指導の推進

ハイリスク妊婦を中心に、妊婦健診等の結果も踏まえ、相談・指導・支援が必要な妊婦を訪問し、安心して出産を迎えられるよう、医療機関とも連携しながら母体の健康の保持増進を図ります。

①-5 新生児訪問指導の推進

第1子や若年産婦を中心に、母親の意向に沿って訪問し、安心して育児ができるよう、育児不安や新生児の発育、栄養、疾病予防などの相談・指導及び必要な情報の提供を行います。

①-6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、母親への相談助言や情報の提供及び支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。

頻回に訪問しても会えない家庭については、保健師による訪問や乳幼児健康診査及び他の課と連携して、家庭や子育ての状況把握を行います。

①-7 養育支援訪問事業の推進

乳幼児健診等により把握された養育困難家庭等に対する訪問により、養育支援や家事支援等を行います。

①-8 マタニティ教室の推進

子どもを健やかに生み育てることができるよう、妊娠期の過ごし方や安心・安全な出産、育児に関する正しい知識を身に付けるとともに、妊婦間の交流を通して、不安の解消や妊娠・育児の孤立化を防ぐため、マタニティ教室の推進を図ります。

①-9 離乳食実習の推進

乳幼児の発育状況に応じた適切な離乳食をすすめるために、生後 3～6 ヶ月の乳児の保護者を対象に離乳食実習を開催し、与える食品の種類や調理形態を学んでもらうとともに、必要な助言・指導を行います。

①-10 母子保健推進員の活動推進

母子保健における様々な事業をサポートし、事業の円滑な実施が図れるよう、今後も母子保健推進員の活用を推進します。また、推進員の確保が年々難しくなっていることから、欠員が生じないように、地域の関係機関・団体等と連携した、人材の確保を図るとともに、任期のあり方など長く定着できる体制づくりを検討します。

①-11 子ども医療費助成事業の推進

乳幼児を中心とした子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全育成を図るために、今後も医療費を助成(0歳児から15歳まで通院・入院費無料)します。

②子どもの健康支援

②-1 乳幼児健康診査の推進

乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、早期の療育や相談・指導等適切な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくために、引き続き、乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、未受診者に対しては、母子保健推進員による訪問活動を継続し、受診勧奨を強化します。

②-2 歯科検診の推進

幼児のむし歯予防等のために、今後も、1歳6ヵ月児健康診査や3歳児健康診査で歯科検診を行うとともに、1歳児及び2歳半児の歯科検診を実施します。また、1歳児及び2歳半児歯科検診の必要性の周知徹底を行い、検診率の向上を図ります。

②-3 予防接種の推進

感染の恐れのある疾病から子ども達を守るため、今後も予防接種の無料化や個別通知を行うとともに、各種母子保健事業や広報媒体を通じた接種勧奨及び保育所(園)、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

③食育の推進

③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進

保育所(園)や幼稚園においては、食の大切さや食のバランス、好き嫌いを減らす指導を行います。また、子ども達と一緒に作物の植え付けから収穫、調理することを通して、食への関心を高めるとともに、収穫の喜びやみんなで食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進するなど、食を営む力の基礎を培っていきます。

そのほか、関係課や学校給食調理場などと連携し、保護者への食に関する学習機会を確保し、家庭と連携した食育の推進を図ります。

③-2 小学校における食育の推進

成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送るうえで基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、各教科や給食の時間、学校行事、栄養教諭の活用など、教育活動全体を通して食育指導を積極的に行います。また、栄養士との授業を通して、食事が体に及ぼす影響や食品のバランスよく組み合わせる大切さを指導していきます。

なお、食育は家庭が基本となることから、子どもの健やかな成長に資する望ましい食習慣を形成するために、家庭と連携した取り組みができるよう、家庭への食育に関する知識の普及啓発を図ります。

③-3 食育連携体制の充実

保育所(園)、幼稚園、小学校、学校給食共同調理場、庁内関係課などの関係機関が連携し、地域の社会資源を有効に活用するなど本村における食育への取り組みの充実を図るために、食育に関する連携を図ります。

基本目標 4. 要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携を図り、今後も必要な支援を行います。

② 虐待の早期発見の向上

母子保健担当部署、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校等では、虐待等保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、保護者の不安や悩みに対する相談と助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会と連携した、児童や保護者への適切な対応に努めます。

また、家庭児童相談員の相談機能や地域への虐待防止の広報啓発を強化し、虐待の早期発見を図ります。

国では、児童福祉法等を改正し、「体罰によらない子育て(しつけによる親の体罰の禁止)」を謳っており、村においても「体罰によらない子育ての推進」のため、保護者や地域に対してしつけによる体罰の禁止等の啓発に努めます。

③ 子ども家庭総合拠点の設置

児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、令和5年(2023年)までに、「子ども家庭総合支援拠点」設置に努めるとともに、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者が、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。

② 児童扶養手当の支給

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。

③保育所優先入所推進

今後も、母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を行います。

④ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進

ひとり親家庭等(母子、父子及び養育者家庭)のファミリーサポートセンターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立や子どもの健やかな育ちを支援するとともに、ひとり親家庭等の自立促進、生活の安定を図るために、支援策として「支援チケット」を発行します。

(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①健診による障がいの早期発見の推進

乳幼児健康診査において、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、治療・療育について、関係機関との連携を図りながら、保護者からの相談に応じた適切なサービスを紹介します。

②健診後親子教室(事後教室)の推進

発達が気になる子の経過観察を行い、必要に応じて療育機関・医療機関にスムーズにつないでいくとともに、親が子どもの発達に気づき、子どもへのかかわり方を学ぶ場として、引き続き健診後親子教室の拡充に努めます。

③障がい児通所支援のサービス利用の促進

障がい児通所支援サービスの児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等といった福祉サービスについて、利用方法等を紹介し、必要な子に必要な支援が行き届くように図ります。

④保育施設における特別支援保育の充実

障がいのある子や発達が気になる子に対し、加配の保育士を配置し、臨床心理士等による巡回指導で、管理者や職員への研修及び保護者への相談を行いながら、障がいへの理解を深めるほか、関係機関や専門家等と連携した特別支援保育の充実を図ります。

⑤地域子育て支援センターの発達相談支援の実施

地域子育て支援センターにおいて、障がいのある子や発達が気になる子の保護者の相談に対応するとともに、関係機関や専門家等と連携した支援を行います。

⑥療育の連続性の充実

障がいのある子の療育について、保育所(園)や認定こども園から幼稚園や小学校への連続した一貫性のある指導・支援が行われるよう、日頃から保幼小間で障がいのある子の情報交換を行い、入園、入学に際しては保護者や担当者間で詳細な申し送りができる連携体制を強化します。

⑦特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、引き続き特別支援教育支援員を各学校に派遣するとともに、教職員は支援員との連携を密にし、児童生徒への支援を行います。

特別支援学級担当教員については、研修等により資質向上を図るとともに、特別支援学校等との連携や通級学級を開催することを通して、専門家との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒への教育・指導の充実を図ります。

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会と連携した支援の充実を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援においては、研修等により全ての教職員が共通した理解・認識の下で学校の専門性を高め、児童生徒一人ひとりの特性に合わせた指導・支援を行います。

児童生徒に対し、特別な支援を必要とする子も同じ仲間として、共に生き支えあう意識を育むために、各教科や活動を通して、障がい及び特別な支援を必要とする子への理解・認識を深め、また通常学級の交流を行うなど、インクルーシブ教育の充実に努めます。

⑧教育支援の推進

村内の保育所、幼稚園、学校では、それぞれにおいて特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談等に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、最も適した教育の内容や方法を支援します。その他の就学児についても、保護者の心情等に配慮した教育支援・教育相談を行います。

各学校で特別支援コーディネーター、子どもと親の教育相談支援員、特別支援員、生徒指導支援員等担任以外の関りや相談ができる職員を配置し、相談体制の充実を図ります。

⑨発達支援の拠点整備

障がい児の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、「児童発達支援センター」の設置を検討します。

⑩医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を地域自立支援協議会等を活用し取り組みます。

(4) 子どもの貧困対策の充実

①生活困窮世帯の子の居場所づくり

生活困窮世帯の子の支援のため、居場所を確保し、食事提供や学習支援等を行っていきます。

②生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力し合いながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

第7章 計画の推進について

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの村民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、広く村民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部署間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、村民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速な調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所（園）、認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

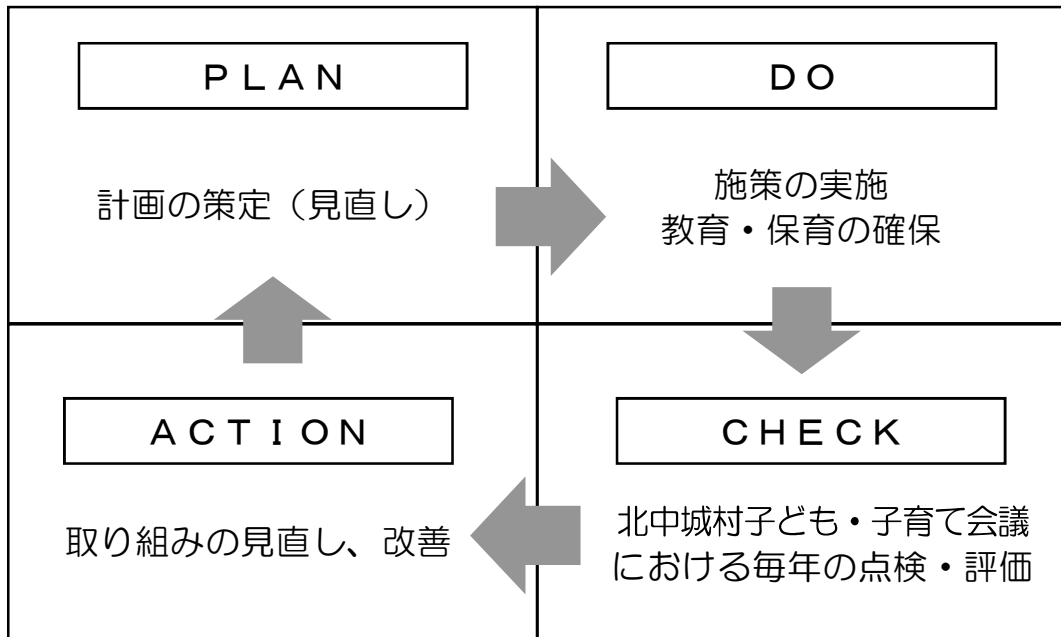
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

本計画を策定するにあたっては、ニーズ調査を行い、村の教育・保育事業その他の実態や潜在的ニーズを把握しました。しかし、子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。今後もニーズ把握は適宜行い、計画の見直しの見極めを行っていきます。

4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック

本計画の進行管理においては、「P D C Aサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、今後の進捗管理においては、「北中城村子ども・子育て会議」が、取り組み状況の把握・点検を行い、適時、計画の見直しを行っていきます。



資料編

資料1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱

平成26年8月1日訓令第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北中城村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が任命又は委嘱するものとする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 子ども・子育て会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

資料2 北中城村子ども・子育て会議委員名簿

	役職	氏名	所属団体名等
1	会長	久高 郁枝	社会福祉法人 北中城村社会福祉協議会事務局長
2	委員	糸洲 理子	沖縄キリスト教短期大学保育科
3	委員	仲吉 美奈子	学校法人大庭学園 ソーシャルワーク専門学校 教務課長兼こども未来学科主任
4	委員	由上 るり子	学校法人 愛海学園 理事長
5	委員	大田 信子	社会福祉法人 三河福社会 理事長
6	委員	新城 加代子	社会福祉法人 鳳友福社会 つなぐ保育園園長
7	委員	千葉 光江	株式会社 Lateral Kids もりのなかま保育園北中城園園長
8	委員	神田 慎也	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター 児童クラブ班
9	委員	安里 信美	村子ども育成連絡協議会会長
10	委員	喜納 啓二	福祉課長
11	委員	安里 直彦	健康保険課長
12	委員	喜納 克彦	教育総務課長
13	委員	與儀 光敏	生涯学習課長
14	委員	高安 律子	村立喜舎場保育所所長 村立子育て支援センターきたなかぐすくセンター長
15	委員	宮城 静香	村立北中城幼稚園副園長

第2期北中城村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：北中城村役場 福祉課

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

TEL : 098-935-2233
